

西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）
施 策 事 業 取 組 状 況 一 覧
（令和元年度～令和3年度）

西東京市教育委員会

はじめに

本書は、題名のとおり「西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）」に掲げる施策の取組状況確認資料として位置付けるものです。毎年度、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について単年度での点検及び評価業務を行っています。それに対して、本書は5か年計画である教育計画の取組状況を確認することを目的としています。

令和3年度は西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）の計画期間の中間年度に当たることから、施策を展開するための 118 の具体的な取組事業について、これまでの取組内容を振り返り、課題を整理し、教育目標を達成するための今後の取組予定を一覧にして掲載しています。

目次

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成	
施策①きめ細かな学習指導による基礎・基本の習得と活用	1
施策②学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進	1
施策③教育の情報化による学習指導の質の向上	1
施策④持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	3
方向2 豊かな心を育む教育の実現	
施策①人権教育の推進	3
施策②いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進	3
施策③道徳教育の充実	3
施策④読書活動の推進	5
方向3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進	
施策①たくましく生きるための健康と体力づくりの推進	5
施策②望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立	5
方向4 一人ひとりを大切にする教育の推進	
施策①校内体制の充実	5
施策②個に応じた教育実践の内容の充実	7
施策③個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実	7

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

方向1 相談・支援の充実	
施策①教育相談センターにおける相談・支援の充実	9
施策②子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実	9
方向2 学校における教育支援体制の充実	
施策①児童・生徒の「心の健康」の育成	9
施策②学校と教育委員会との連携による支援の充実	11
施策③不登校への対応	11
方向3 学校を支える多様な教育資源の充実	
施策①個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実	11

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

方向1 時代の変化に対応した学習環境等の整備	
施策①小中一貫教育の推進	13
施策②学校の教育環境の整備	13
施策③学校給食環境の整備	13
施策④情報教育環境の整備	15
施策⑤学校施設の適正規模・適正配置と維持管理	15
方向2 学校経営改革の推進	
施策①学校組織の活性化	15
施策②学校における働き方改革の推進	17
方向3 学校を核とした地域づくりの推進	
施策①地域と学校の連携・協働の仕組みづくり	19
施策②安全・安心な教育環境の推進	21
方向4 家庭における教育力の向上	
施策①家庭教育に関する学びの機会の充実	21

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

方向1 多様な学びをつなぐ生涯学習の振興	
施策①生涯学習推進体制の充実	23
施策②生涯学習情報を提供する体制の整備	23
施策③学びを通じた地域コミュニティづくり	23
方向2 誰もが学習に参加できる機会の充実	
施策①誰でも学べる機会の充実	23
施策②ライフステージに応じた学びの機会の充実	25
方向3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用	
施策①公民館機能の充実	25
施策②図書館機能の充実	25
施策③文化財の保存と活用の充実	27
施策④その他地域の学習資源の充実	29

西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）施策事業取組状況一覧

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
1	1-1-①	■基礎的・基本的な知識・技能の定着	教育指導課	基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むために、授業力の向上を図る。また、各教科の予習や復習、反復学習等、家庭における学習習慣の確立に向けて、保護者への理解・啓発を進める。
2	1-1-①	■外国語教育の充実（ALT）	教育指導課	小学校においては、外国語活動及び外国語において、ALT（外国人英語指導助手）による指導を積極的に行い、外国語による言語活動の充実を図ることで、コミュニケーションを図る素地又は基礎となる資質・能力を育成する。また、中学校においては、身近な話題について理解したり表現したりするコミュニケーションを図ることができるように、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を重視していく。そして、小学校及び中学校における指導の接続に留意した指導を行う。
3	1-1-①	■小学校入学時における支援の充実	教育指導課	小学校における生活に適応していくため、学校生活全般や学習指導、給食指導等における補助を行う支援員を配置し、より円滑に小学校に適応するための支援の充実を図る。
4	1-1-②	■主体的・対話的で深い学びの実現	教育指導課	知識及び技能が習得されるようにすること、思考力・判断力・表現力等を育成すること、学びに向かう力・人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を図る。
5	1-1-②	■キャリア教育の推進	教育指導課	学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつづ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。
6	1-1-②	■少人数・習熟度別指導の充実	教育指導課	少人数指導やチームティーチング等の実施により、習熟の程度や個に応じた指導の充実を図る。
7	1-1-②	■放課後や長期休業中の補習指導の充実	教育指導課	放課後や夏休みなどの長期休業日を活用した補習を実施し、児童・生徒のつまづき箇所の克服や、活用力の一層の向上に資する、きめ細かい指導の充実に努める。
8	1-1-③	■情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実	教育指導課	情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を効果的に活用する学習活動の充実を図る。また、家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNS等も含めたネット社会において加害者や被害者になったりしないために、情報モラル教育の充実を図る。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>学習指導要領で示されている育成すべき資質・能力について、学校訪問や校内研究会などで指導・助言を行い、内容について周知するとともに授業改善を促した。</p> <p>また、各学校において、学習の進め方等について知識及び技能の習得だけではなく、学んだことをどのように生かすかを考え、対話的な学びの場面を入れるなど校内での共通理解を図りながら指導を行ってきた。</p>	<p>タブレット等のICT機器を新しい文房具として授業を中心にどのように活用していくのか、また、子どもたち自身が主体的にタブレットをどのように使うのかを考え、基礎的・基本的な知識・技能の定着につながるよう授業改善を図っていく。</p>
<p>英語教育推進委員会において小・中学校の発達段階を踏まえた外国語活動・外国語、英語の学習において身に付けるべき内容を系統表にまとめるなど外国語教育の推進を図ってきた。</p> <p>また、ALTによる指導とともに、小学校では、英語専科の教員による授業を展開するなど教科化についても対応してきた。また、中学校においては小学校での外国語活動・外国語の学習で学んだコミュニケーションの基礎をもとに相手とのやり取りを重視した授業改善等に取り組んできた。</p>	<p>外国語教育において、市立小・中学校での学びの系統性と連続性を明確にしなが、より授業の充実に努めていく。また、コミュニケーションとして、相手とのやり取りを外国語でできる力も重視されることから、中学校の英語の授業において、オールイングリッシュでの展開ができるよう指導・助言をしていく。</p>
<p>指導補助員と学習支援員について、役割の整理統合・明確化を行い令和2年度から学校生活支援員を導入した。令和3年度は小学校7校に学習支援員を、小学校11校に学校生活支援員を配置した。</p> <p>小学校生活への円滑な適応を目指し学校現場でより効果的に支援がなされるよう計画的に進められた。</p>	<p>学校生活支援員のよりの確な活用について学校側との定期的話合いや現況確認をする必要がある。令和4年度から東京都補助事業を活用し拡充を図り、令和5年度には小学校全18校において学校生活支援員を配置する。学校にとって活用しやすく、必要な児童への効果的な教育支援が行える学校生活支援員について拡充を進め円滑に小学校に適応できるよう支援していく。</p> <p>また、学校生活支援員を中学校へ配置していくことについても今後検討していく。</p>
<p>令和2年度（小学校）及び3年度（中学校）からの学習指導要領の全面実施に向けて、主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善等をテーマに研究指定校を指定するなど、授業を通して児童・生徒の資質・能力を育成するための取組を実施してきた。</p> <p>また、学習指導要領の趣旨や主体的・対話的で深い学びの授業改善の視点について、学校訪問等で指導・助言をするなど周知をしてきた。</p>	<p>主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善について、学習指導要領に基づき、1単位時間の授業の中で全て実現されるのではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりで授業改善が推進されるよう学校への指導・助言をしていく。</p>
<p>キャリア・パスポート※の実施により、児童・生徒一人ひとりが教育活動を通しての学びや自身の成長を実感できるようになっているとともに、自己の将来とのつながりを見通す力の育成を図ってきた。</p> <p>また、キャリア担当者連絡会を開催し、市立小・中学校間での連携等についても情報共有などを行っている。</p> <p>※キャリア・パスポート…小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒が記述し、蓄積した記録を振り返るための教材のこと。</p>	<p>キャリア・パスポートについては、児童・生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返りながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことであることから、その記述や自己評価の指導に当たっては、市立小・中学校間での引継ぎを確実に行うようにするとともに、キャリア担当者連絡会を開催し、キャリア教育についての理解や実践について各学校に周知等をする。</p>
<p>算数・数学科や英語科において、習熟度に応じた児童・生徒の編成を行い、児童・生徒一人ひとりに合わせた指導を充実するよう授業改善を図ってきた。</p>	<p>学習指導要領で求められる資質・能力の育成を図るため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。また、タブレット等のICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びができるよう授業改善に取り組む。</p>
<p>令和元年度は、夏季休業日に市立全中学3年生（希望者のみ）を対象とした学習教室を実施し、学び残しの解消や発展学習の支援を行った。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は学習教室を実施できなかったが、令和3年度から取組を改め、市立全中学3年生を対象にタブレットを活用したオンライン映像授業を行い、7月から2月までの期間において、生徒が自分のペースで学び残しの解消や発展学習に取り組める環境を提供した。</p>	<p>令和3年度に引き続きオンライン映像授業の取組を継続し、児童・生徒のつまずき箇所の克服や、活用力の一層の向上に資するため、きめ細かい指導の充実に取り組む。</p>
<p>「西東京市GIGAスクール構想基本方針」に基づき、授業におけるタブレットの活用を中心に、各学校に対して指導・助言をしてきた。</p> <p>また、小学校1校、中学校1校を研究指定校とし、発達段階に応じた活用の仕方等について研究を推進してきた。令和3年度からは、各学校にGIGAスクール推進教師を設置し、校内においてリーダーシップを発揮させることで、GIGAスクール構想の実現を推進してきた。</p> <p>また、「西東京市子どもGIGAスクール委員会」の立ち上げや「タブレットルール3きょうだい」の策定といった、子どもたちが中心となるような取組を開始した。</p>	<p>GIGAスクール推進教師を対象とした研修会等を行い、各学校間での情報共有を図るとともに、研究指定校の研究成果を市内に展開していく。タブレットを新たな文房具として授業等の学習で活用していく中で、情報モラルについても道徳科等を通して充実を図ることができるよう指導・助言をしていく。また、本市のGIGAスクール構想を踏まえ、学校に登校しない・できない児童・生徒へのタブレットを活用したオンライン授業について検討していく。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
9	1-1-③	■プログラミング教育の推進	教育指導課	小学校においては、これからの時代に普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。また、中学校においても情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、統計等に関する資質・能力等も含めた情報活用能力を、各教科等の特質に応じた適切な学習場面で育成する。
10	1-1-④	■国際理解教育の推進	教育指導課	総合的な学習の時間において、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなど、国際理解に関する学習を進める。
11	1-1-④	■安全教育の推進	教育指導課	様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けられるよう、安全教育を進める。
12	1-1-④	■環境教育の推進	教育指導課	生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境へつなげる豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度を養い、持続可能な社会の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進める。
13	1-2-①	■自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実	教育指導課	各教科や道徳科、特別活動などの授業を通して、自尊感情や自己肯定感を高める教育の一層の推進を図る。
14	1-2-①	■人権教育及び子どもの権利に関わる教育の推進	教育指導課	暴力行為やいじめ、児童虐待などの問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、自分や他者を大切にしたいやりの心を育む人権教育の一層の推進を図る。
15	1-2-①	■生命尊重教育の推進	教育指導課	教育活動全体を通じて、学校飼育動物をはじめとする動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図る。そのために、人権教育や道徳教育の充実、関係機関・地域との連携などを通して、生命を大切にする心を育む活動をより一層進める。
16	1-2-②	■いじめ防止対策の充実	教育指導課	児童・生徒のいじめを許さない心を育むとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友だちに知らせてすぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養い、いじめ防止対策の充実を図る。また、西東京市いじめ防止対策推進条例の趣旨や理念の実現を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、西東京市いじめ防止対策推進基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づいた取組を全市的に推進する。
17	1-2-②	■健全育成の推進	教育指導課	児童・生徒が、自己の存在感を実感しながら、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、教員が児童・生徒理解を深めるとともに、生活指導の充実を図りながら、健全育成を推進する。
18	1-2-③	■「特別の教科 道徳」及び地域と連携した道徳教育の充実	教育指導課	道徳教育の一層の充実を図るために、教育委員会が実施する教員研修を充実させ、「特別の教科 道徳」に関する教員の指導力を向上させる。また、生命尊重に関する教育についても、学校における全教育活動を通して行う。さらに、各校で実施する道徳授業地区公開講座の活性化を図ることで、地域と連携した道徳教育を推進する。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>タブレットやロボットを使ったプログラミングの授業などICT支援員の授業支援を有効に活用し、プログラミング教育を推進してきた。また、ICT支援員等と連携し、小学校のクラブ活動や中学校のパソコン部等でもプログラミングを通して論理的思考を育む取組を行ってきた。</p>	<p>プログラミング教育の目的について、学校に対し指導・助言するとともに、タブレットの活用を推進しながら、さらにICTの活用を図っていく。 また、プログラミング教育は、パソコンを活用するだけでなく、アンブレグドでも実践できることから、どの教科等においてもプログラミングの要素を取り入れることで、論理的思考力の向上を図っていく。</p>
<p>オリンピック・パラリンピック教育を中心に、「世界ともだちプロジェクト」などを通して、自分たちに身近な国々や各学校ごとの国々について調べ学習を行ったり、琴や三味線、茶道など日本の伝統文化に触れることにより国際理解に関する学習を進めてきた。</p>	<p>SDGsの目標などと関連させながら、多様性についての理解、世界の国々や日本のことについての探究的な学習を通して、国際理解に関する学習を推進していく。</p>
<p>各学校において、「安全教育プログラム」に基づき、生活、交通、災害安全に関する指導を行っている。中学校においては、スケアード・ストレイト※を実施し、警察・保護者・地域の方々等と連携して、自転車の安全な乗り方について学習する機会を継続してきた。 また、災害時対応マニュアルや不審者対応マニュアルの見直しと修正を行い、事件・事故の未然防止に努めた。 ※スケアード・ストレイト…警察の講義やスタントマンによる実技など、学校・家庭・地域社会の連携による交通事故防止の活動のこと。</p>	<p>各学校において「安全教育プログラム」に基づき、生活、交通、災害安全に関する指導を行う。また、必要に応じて、災害時対応マニュアルや不審者対応マニュアルの見直しと修正を行う。</p>
<p>環境保全課と連携し、各家庭でのCO2の排出量を子どもたちが調べる取組や総合的な学習の時間での環境についての調べ学習などを実施してきた。また、SDGsの目標に関連した取組の全校での実施やSDGsの研究指定校を指定し、持続可能な教育について児童に必要な資質・能力を育むための実践を研究した。</p>	<p>研究指定校の研究成果DVD「SDGsって何なに」（令和3年3月送付）を児童・生徒が視聴するなど、SDGsへの理解を深めていく。SDGsの中のESDについて全校が教育課程に位置付け、それぞれの実態に応じた取組を行う。</p>
<p>道徳の教科化や特別活動などを通して、児童・生徒が自己肯定感を高められるような授業を展開するとともに、令和2年度からは、「西東京あったか先生」を掲げ、児童・生徒の心に寄り添った指導を行う教員を推進した。</p>	<p>「西東京あったか先生」に基づく人権感覚を持った教員の資質向上を図っていくとともに、児童・生徒の心に寄り添った対応を推進していく。わかる・楽しい授業を通して、児童・生徒が達成感や充実感を持てるようさらなる授業改善に取り組む。 また、各行事への取組についても子どもたち自身がどのような行事をしていきたいのかを教員がよく聞き、実行できるようにしていく。</p>
<p>市立小・中学校において、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、「西東京あったか先生」の理念の下、様々な人権課題について考えるとともに児童・生徒の心に寄り添った指導を行ってきた。また、東京都若手教員研修や中堅教諭等資質向上研修において人権教育を扱ったり人権教育推進教師連絡会で情報共有を行った。</p>	<p>「人権教育プログラム」を活用した校内研修・授業を推進していくとともに、いじめや虐待の早期発見・早期対応と研修会等の充実を図っていく。</p>
<p>各小学校において、ウサギやチャボなどの動物を飼育している。獣医師会と連携し、飼育委員会等の委員会活動等で学校飼育動物の世話を継続してきた。また、道徳教育で生命を大切に学習をすること等を通して、生命尊重教育を推進した。</p>	<p>道徳教育の充実のため学校訪問等において指導・助言をしていくとともに、獣医師会と連携し、学校飼育動物を通じた生命尊重教育を推進する。</p>
<p>校長会議・副校長会議、生活指導主任会などを通して、いじめ対応の「西東京のやくそく」や虐待に関する「西東京ルール」の周知・徹底を図ってきた。また、副校長や生活指導主任を対象としたいじめスペシャリスト研修を開催し、組織的に対応できるよう資質向上を図ってきた。 6月、11月、2月の年間3回のふれあい月間では、アンケートや面談をもとにいじめなどの早期発見・早期対応にあたってきた。 「西東京市いじめ問題対策委員会」「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」で、加害者への対応等様々な視点からご意見をいただき施策に生かした。</p>	<p>いじめや虐待の早期発見・早期対応を図るために、「西東京市いじめ問題対策委員会」や「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」での意見を参考にしていく。また、タブレットに関連したネットいじめを未然に防止するため、研修会等の充実を図っていく。</p>
<p>令和2年度より「西東京あったか先生」を推進し、児童・生徒の心に寄り添った対応を全教員が行い、一人ひとりに応じた個性の伸長を図る生活指導を推進してきた。また、児童・生徒の心に寄り添ったDVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用した指導を継続するなどした。</p>	<p>「西東京あったか先生」を推進し、児童・生徒の心に寄り添った対応を全教員が行い、一人ひとりに応じた個性の伸長を図る生活指導を推進する。 また、キャリア・パスポートを活用し、児童・生徒が自分の活動を主体的に振り返り自己実現に向けたキャリア形成ができるようにしていく。</p>
<p>道徳教育推進教師連絡会において、道徳の教科化について授業展開や評価について理解を深めるとともに、授業研究を通して、指導力の向上を図ってきた。また、道徳授業地区公開講座については、授業の充実とともに、保護者等の地域の方々や意見交換することができた。</p>	<p>道徳教育推進教師連絡会に講師を招いたり、授業公開による指導方法について協議をしたりするなど工夫を検討していくとともに道徳授業地区公開講座を通して、保護者への道徳教育への理解や学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進する。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
19	1-2-④	■学校図書館を活用した読書活動の充実	教育指導課	蔵書検索、貸出しや返却などの管理の効率化を図ることができる図書管理システムを活用するとともに、司書教諭や学校司書との連携により、子どもたちの読書活動の習慣化を図る。また、集中力を向上させるとともに、読書の楽しさを味わい、将来への夢や希望を抱く機会となるよう、情操教育の一環として、読書活動の活性化を推進する。
20	1-2-④	■子どもの読書環境整備	図書館	「西東京市子ども読書活動推進計画」を推進し、保育園、幼稚園、学校、児童館、学童クラブなどでの、子どもたちの読書環境のさらなる整備を行う。
21	1-3-①	■健康に関する指導の充実	教育指導課	基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持・増進していくための能力や態度を養う。
22	1-3-①	■オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育指導課	東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オリンピック・パラリンピックの理念について学ぶとともに、オリンピック・パラリンピックの教育的価値を体験的に学ぶオリンピック・パラリンピック教育を実施する。
23	1-3-②	■家庭と連携した生活習慣の確立	教育指導課	「早寝・早起き・朝ごはん」の励行をはじめ、食生活や睡眠時間、ゲームの使用時間の在り方などについて、保護者等と連携を図りながら、子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立させるための指導を充実させる。
24	1-3-②	■食育の推進	学務課、教育指導課	児童・生徒への食育指導はもとより、家庭においても食への関心が高まるような取組を継続実施する。
25	1-4-①	■校内委員会の充実	教育指導課	各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や支援対策を行うための校内委員会の充実を図る。そのために教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努める。
26	1-4-①	■校内支援体制の人的環境整備	教育指導課	通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めていくために、人的環境を整備・調整し、内容の充実を図る。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の一層の活用を図った。また、令和3年度に第3期の改訂作業を行って完成した「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」の策定記念イベントを行い、市民への周知を図った。</p> <p>各学校においても自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」、授業内容を豊かにして理解を深める「学習センター」や情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」といった学校図書館の機能に基づいてコロナ禍の中でも児童・生徒の読書活動の充実を図ってきた。また、学校司書連絡会を開催し、学校図書館の充実に資する研修を行った。</p>	<p>「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の一層の活用を図るとともに、学校司書連絡会を開催し学校図書館の充実に資する研修を行う。また、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」による学校司書の配置目標を踏まえつつ、学校司書の専門性向上や司書教諭との連携などにより読書活動の充実を図る。</p>
<p>市立小・中学校、児童館、学童クラブへの団体貸出を継続実施し、そのうち、小・中学生向けの「いいね!!西東京市図書館おすすめ(セレクト)本」は、コロナ禍の影響により需要が伸びた。また、除籍した児童資料の市立小・中学校、乳幼児施設への配布を継続し、読書環境の整備に活用された。</p>	<p>読書環境の充実のための支援として、市立小・中学校、児童館、学童クラブへの団体貸出を継続する。</p> <p>また、新たな本との出会いのきっかけの一つとして、小学生向けおすすめ本リスト「で・あ・い」、中学生向けおすすめ本リスト「道しるべ」を令和4年度に改訂し、各施設における児童資料収集の際の参考となるよう、市立小・中学校、児童館、学童クラブへ配布する。</p>
<p>「健康」応援都市としての取組を全校で教育課程に位置付け健康教育を推進してきた。東京都教育委員会の事業である「コオーディネーショントレーニング」の地域拠点校による普及研修を行った。</p> <p>また、全国や東京都の児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の分析から、本市の課題について検討を重ね、小中一貫教育の一環として、体力向上委員会を設置し、運動だけでなく、食事や睡眠といった生活習慣の向上を目指した。</p>	<p>全国的に児童・生徒の体力が低下している傾向にあるため、コオーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及研修を行うとともに、体力向上委員会で作成した体力向上カードを活用した取組を広めていく。</p>
<p>オリンピック・パラリンピック教育の副読本等を活用した学習やアスリートを招へいした講演会などを通して、オリンピック・パラリンピックの精神を学んだ。</p> <p>学校の観戦プログラムは中止としたが、各学校においてアスリートを応援する色紙の掲示などを行った。また、東京大会閉会後には「学校2020レガシー」を各学校で設定した。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック東京大会の各学校によるレガシー教育を推進していく。また、アスリートを招へいした講演会などにより児童・生徒にとって自己実現や夢を持つことなどの取組についてキャリア教育と関連付けた教育活動を検討していく。</p>
<p>保健の授業で基本的な生活習慣と関係させた学習を行ってきた。また、小中一貫教育の一環として、体力向上委員会を設置し、運動だけでなく、食事や睡眠といった生活習慣の向上を目指した。</p>	<p>保健の学習の充実を図るとともに、各学校において、体力向上週間や児童・生徒の不足している栄養素を考えた給食メニューの提供など体力向上委員会で作成した体力向上カードを活用した取組を広めていく。</p>
<p>(学務課)</p> <p>食に関する情報を献立表や給食だよりに掲載することにより、家庭においても食による健康づくりや季節の行事等への関心が高まるよう、取組を継続している。</p> <p>また、栄養士連絡会(健康課・学校・保育園栄養士)が企画する共通献立の全校実施、小学生・保育園児対象の「野菜たっぷりカレンダー」の原画の公募など、児童・生徒への食の関心が高まるように意識付けを行ってきた。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>小中一貫教育の一環として、体力向上委員会を設置し、運動だけでなく、食事や睡眠といった生活習慣の向上を目指した。</p>	<p>(学務課)</p> <p>栄養士連絡会などで企画する食の意識醸成のための取組を積極的に取り入れるとともに、献立表や給食だよりを通じて、家庭での食の関心が高まるような情報提供を実施する。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>体力向上委員会で作成した体力向上カードを活用した取組を広めていく。また、栄養教諭を活用した取組として、各地域の特色を生かした給食のメニューを提供する取組を行う。</p>
<p>教育支援コーディネーター連絡会において教育支援システムを用いた個別的教育支援計画、個別指導計画の活用や効果的な校内委員会の運営について協議した。また、教育支援アドバイザーを各学校の校内委員会へ派遣し助言を行うことで、その充実に向けて取り組んだ。</p>	<p>教育支援システムの活用について、特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校以外の学校の教育支援コーディネーターに浸透させるため、教育支援コーディネーター連絡会において校内委員会での役割等の情報提供や協議を行うとともに、教育支援アドバイザーを全市立小・中学校へ派遣し、継続的な支援を行っていく。</p> <p>また、教育支援コーディネーターの資質・向上に向けた取組を行っていく。</p>
<p>教育支援アドバイザーが全市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援について助言を行っている。令和2年度から学校生活支援員を小学校に配置し、通常の学級における支援体制を整備している。</p>	<p>学校生活支援員のよりの確な活用について学校側と話し合いを進めていくとともに、教育支援アドバイザーが全市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援について助言を行う。</p> <p>令和4年度、5年度と学校生活支援員の配置校を拡充していき、通常の学級における支援体制整備を一層進める。また、学校生活支援員を中学校へ配置していくことについても今後検討していく。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
27	1-4-①	■教育支援システムの活用の推進	教育指導課	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、校内で共有し、計画的、継続的に適切な支援を行うことができるよう教育支援システムを用いた、個別的教育支援計画や個別指導計画の活用を推進する。
28	1-4-②	■特別支援学級、特別支援教室の内容の充実	教育指導課	市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成する。また、特別支援学校との連携も進める。
29	1-4-②	■通常の学級における支援の充実	教育指導課	通常の学級の児童・生徒についての実態把握、授業のユニバーサルデザイン、個別の配慮、個別の対応について、内容の充実を図る。そのために、学校における支援方針の検討の充実、効果的な支援策等の情報の共有を進める。
30	1-4-②	■発音や話し方に関する課題への早期対応	教育指導課、教育支援課	西東京市独自の取組として、小学1年生全員を対象に、「発音・話し方調べ」を行い、発音等に係る課題の早期発見と早期対応に努め、必要に応じて専門的指導を継続する。
31	1-4-②	■マルチメディアデিজターの活用	図書館、教育指導課	学校と連携し、障害があるために学習・読書が困難な児童・生徒のために、図書館で所蔵するマルチメディアデিজター資料を提供する。
32	1-4-③	■通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実	教育指導課	すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズを捉え、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導になるように教員研修を充実させ、教員の資質能力の向上を図る。
33	1-4-③	■特別支援学級、特別支援教室における指導の充実	教育指導課	特別支援学級や特別支援教室における教員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施する。また、指導上の課題等について、学校管理職を含む検証会議を定期的で開催し、課題解決に向けた方策を検討する。
34	1-4-③	■教育委員会から学校への専門家派遣	教育指導課	各学校に教育支援アドバイザー等を定期的に派遣し、校内委員会の運営、個別的教育支援計画・個別指導計画の作成等に関する助言を行うことで、校内支援を充実させる。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>教育支援コーディネーター連絡会や特別支援教室専門員研修会において、教育支援システムを用いた個別的教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について助言している。</p> <p>また、学校訪問時の点検リストに個別的教育支援計画や個別指導計画を入れることで定期的に指導・助言を行い、作成を促進した。作成された個別指導計画に沿って円滑に指導・助言が進められている。</p>	<p>特別支援学級設置校・特別支援教室拠点校以外の学校への教育支援システムの活用についての浸透や周知を図るため、研修会や連絡会で周知し、効果的な活用について取組を進め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援が出来るよう取り組む。</p>
<p>特別支援学級・特別支援教室主任会で、都立特別支援学校との専門性向上事業で学んだことを発表し共有化するなど、授業の充実とともに実態に応じた適切な教育課程の編成について研修等を行った。</p>	<p>特別支援学級・特別支援教室主任会で、授業の充実に向けた情報を共有化するとともに、実態に応じた適切な教育課程の編成ができるよう研修等を行っていく。</p>
<p>令和3年度において、ユニバーサルデザインによる授業改善を主題とした研究指定校の研究発表を行った。オンラインによる発表であったが、全市立小・中学校に研究成果を周知した。</p> <p>特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図るとともに学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行った。</p>	<p>若手教員研修で特別支援教育についての講義を計画し、特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図る。</p> <p>また、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行う。</p>
<p>(教育指導課)</p> <p>小学1年生を対象として、発音・話し方のスクリーニングを実施している。スクリーニングで対象となった児童については言語相談につなげるなど、フォロー体制を構築して、早期対応を図ってきた。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>発音話し方調べて言語相談を勧められた児童・保護者に対し必要であれば、ことばの教室を案内し、各家庭の事情に合わせてながら訓練方法の提案を行った。</p>	<p>(教育指導課)</p> <p>スクリーニングで対象となった児童については言語相談につなげるなど、フォロー体制を構築して、早期対応を図る。</p> <p>また、特別支援学級に通う小学1年生のスクリーニングについて、特性に合わせた的確な検査実施体制、内容を検討していく。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>ことばの教室に通えない事情のある児童については、毎月の言語相談での対応を継続し、言葉の相談をきっかけとして、課題が見つければ、教育相談センターでの相談を勧め適切な支援につなげていく。</p>
<p>(教育指導課)</p> <p>令和2年度に、児童・生徒にとって一番身近な教科書によるマルチメディアアレイジを導入し、令和3年度も学校側に活用を周知した。図書館所蔵のマルチメディアアレイジ資料を活用するという当初の計画とは別の取組になったが、学習・読書が難しい児童・生徒にとって取り組みやすい環境を整えた。</p> <p>(図書館)</p> <p>マルチメディアアレイジ資料の蔵書数を増やし、利用拡大に向けての準備を進めつつ、誰でも利用できるマルチメディアアレイジを各図書館で巡回展示を実施することで、多くの利用者が触れる機会を作り、周知を図った。</p> <p>また、図書館でマルチメディアアレイジ資料を作成するために、作成ソフトウェアの導入及び作成者(音訳者)向けの研修を実施した。</p>	<p>(教育指導課)</p> <p>配布されているタブレットによりブラウザを通して活用できる環境となったので、令和4年度においても児童・生徒へ一層の支援を進めていく。コーディネーター連絡会等においても活用について紹介し、推進していく。図書館資料の活用については、令和4年度から5年度にかけて協議を重ねていく。</p> <p>(図書館)</p> <p>購入や寄贈により蔵書数は増加し、展示などにより周知を図っているものの、利活用までには至っていないため、令和4年度から5年度までは、利用者によりマルチメディアアレイジについての理解を深める掲示等により周知に努める。</p> <p>また、より多くの人に活用されるために、「まちなか先生」の事業等の場面に図書館司書を派遣し、マルチメディアアレイジの説明などを実施する。</p>
<p>学習指導要領に基づき、個に応じた指導の充実について校内研究等で授業を行い資質向上を図ってきた。若手教員研修に特別支援教育の内容を実施することや特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図ってきた。</p> <p>また、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行った。</p>	<p>若手教員研修の内容や特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図るとともに、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行う。</p> <p>また、タブレットを活用した個別最適な学びと協働的な学びのある授業改善を推進し、教員の資質向上を図る。</p>
<p>特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図ってきた。</p> <p>また、指導効果の検証の会議において、児童・生徒の状況に応じた教員の指導方法などについて検討をしてきた。定例や随時の学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行った。</p>	<p>特別支援学級や特別支援教室の教員を対象とした研修の充実を図るとともに、学校訪問等を通して特別支援教育の視点からの授業改善の指導・助言を行う。指導効果の検証の会議の内容についても、指導方法が児童・生徒の実態に応じているかなどを確認し、より内容を精選していく。</p>
<p>校内委員会に教育支援アドバイザーが参加することで、学校側が適切に個別指導計画を記載できるよう助言し、計画に基づく丁寧な個別対応へつなげていった。</p> <p>令和3年度から中学校特別支援教室を全校で実施したことに伴い、市立小・中学校ともに校内委員会の内容を一層充実させ、個に応じた教育支援が進むよう教育支援アドバイザーを計画的・積極的に派遣した。</p> <p>小学校において安定的に訪問・助言を進め、中学校においても計画的に展開できた。</p>	<p>教育支援アドバイザーが助言を進める中で、学校側が自らの確にアセスメントできているか、それらに関し学校ごとに大きな差がないか、全体的に検証する必要があるため、個に応じた教育支援が進むよう教育支援アドバイザーを計画的・積極的に派遣する。</p> <p>また、観察が必要とされる児童・生徒の見立てや課題意識の持ち方について、学校や学級そして担任ごとに差異がなく満遍なくアセスメントできるよう支援を進める。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
35	1-4-③	■中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実	教育企画課、学務課、教育指導課	ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を整備するほか、東京都の整備方針に基づき、中学校特別支援教室の全校設置に向けて取り組む。
36	1-4-③	■教育的ニーズに応じた就学相談の充実	学務課	子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用を推進を図るため、教育委員会が就学前機関や学校と連携を強化するとともに、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧で分かりやすい就学相談を行う。
37	2-1-①	■子ども・保護者への心理的支援の充実	教育支援課	子どもの心身の発達への心配や、幼稚園・保育園、学校での生活や学習、親子関係や子育て等についての相談を受け、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握、理解した上で、心理教育的ガイダンスや、必要に応じて専門的なカウンセリングや心理療法等を行い、子どもの心身の成長を支援する。
38	2-1-①	■相談員等の資質向上	教育支援課	日常的なカンファレンスやOJT、定期的な事例検討による研修を行い、社会情勢や社会的イベント、専門的知識等の情報収集に努め、相談員等の資質向上を図る。
39	2-1-②	■保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実	教育支援課	保護者の子どもに関する不安や心配なことについて、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、子どもや保護者に適時適切な情報を提供する。また、必要に応じ関係機関での支援につなげるためのネットワークを充実させる。
40	2-1-②	■切れ目ない支援体制	教育指導課、教育支援課	就学支援シートの活用や、保育園への臨床心理士等の派遣等を通して、就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図る。関係各課との連携により、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を充実させる。
41	2-2-①	■教員の気づきをつなげる校内体制	教育支援課	児童・生徒の変化やサインに気づき、校内で情報を共有して対応するため、校内委員会や教育支援コーディネーターの役割の充実など、校内体制を整える。児童・生徒を多面的に理解するために、スクールカウンセラーや教育委員会の臨床心理士等による専門的助言を活用する。
42	2-2-①	■ストレスマネジメント等の「心の健康」教育	教育指導課、教育支援課	学習や進路、人間関係など、様々なストレスを抱える児童・生徒に対して、ストレスに対する自己コントロール能力を育成するための健康教育を行う。また、保護者に対して、家庭における児童・生徒のストレスへの対応方法等について啓発するとともに、学校と家庭が連携して「心の健康」教育に努める。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>(教育企画課・学務課)</p> <p>ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を整備した。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>予定どおり令和2年度に中学校特別支援教室のモデル実施を始めることができた。開設に当たり作成した「中学1教室の手引き」にある運営方針等に基づき指導を展開している。課題の把握や整理を進めながら令和3年度からの全校実施に向けて準備を進めることができた。</p>	<p>(教育企画課・学務課)</p> <p>中学校特別支援学級及び特別支援教室の整備の充実を図っていく。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>入室後の生徒の指導効果を的確に検証していくため、標準的指導期間の確立・周知等をしっかり行っていくことが課題である。作業部会等において運営上の課題を洗い出し、学校現場での安定的な指導に反映していく。</p>
<p>就学相談件数や審議件数が年々増加するとともに、相談内容も多様化しているため、就学前施設や在籍校と連携を取りながら、子ども一人ひとりに合った支援につながるよう、丁寧な相談を行った。子どもや保護者の考えに寄り添いながらも、それぞれの子どもに合った支援について、丁寧に分かりやすい説明を実施できた。</p>	<p>令和4年度は15回の就学支援委員会開催を予定している。今後も相談件数・審議件数ともに増加することが予想されるため、件数が増加しても、丁寧に分かりやすい相談を実施できるよう、効率的な相談業務の実施に努める。</p>
<p>教育相談センターの来所相談では、子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境等を総合的に見立て、子ども・保護者と話し合いながら支援方針を考えて相談支援を行った。</p>	<p>利用者のニーズに応じた相談支援の検証及び質の高い相談の実現を目的として、教育相談センター利用者アンケートを実施する。</p>
<p>相談の段階に応じたカンファレンスによる見立てと支援方針の検討を定期的に行った。また、専門性の高い臨床心理士や精神科医師を講師に招き事例検討会を行い、相談員の技術向上を図った。</p>	<p>心理技術職員の技術向上や相談機能ネットワークの活用等相談員の知識の習得が必要な事項があるため、教育相談センター職員の臨床心理学的マネジメント技術向上を目的に、アセスメント研修や相談機能ネットワーク活用などの研修を実施する。</p>
<p>保護者への心理教育的ガイダンスや情報提供、児童・生徒を取り巻く環境調整、関係機関との連携を行った。また、学校に登校しない・できない児童・生徒や保護者が適時適切に情報を入手できるよう、市ホームページ等を活用し手軽に情報にアクセスできる環境の整備を行った。</p> <p>スキップ教室の理解促進を図るため、学校に登校しない・できない児童・生徒の成長を応援する講演会をYouTubeでの動画配信で行い、幅広い年代の方々に視聴してもらうことができた。</p>	<p>児童・生徒や保護者に対する相談・支援について理解促進に努める。児童・生徒や保護者が適時適切に情報を入手できるよう、市ホームページ等を活用し手軽に情報にアクセスできる環境を整備する。</p>
<p>(教育指導課)</p> <p>幼稚園・保育園の各園長会で就学支援シートの趣旨を伝え、翌年4月以降の小学校生活において必要とされる具体的な配慮についての的確に引き継がれるようシートの作成、提出を丁寧に行った。提出先の各小学校においてシートに記載された内容を把握し、教育支援アドバイザーが「小1巡回」をする際も活用され、一人ひとりの見立て・気づきが早期かつ丁寧に行われるよう連携強化に向けて進めていくことができた。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>切れ目のない支援のため市内公立保育園に年3回の心理アドバイザーの訪問派遣を行い、保育士への助言や、必要に応じて保護者との面接を行っている。市内公立保育園以外の民営の保育施設についても、要望に応じて訪問派遣を行い、保育士への助言等を行った。</p>	<p>(教育指導課)</p> <p>幼稚園・保育園の各園長会で就学支援シートの趣旨を毎年丁寧に伝え、切れ目のない支援がつけられるようシートの作成、就学先小学校へ提出、そして活用に向けた取組を着実にやっていく。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>切れ目のない支援体制の継続に努めるとともに、就学前の状況が小学校につながらず支援が遅れることのないよう、要望に応じて市立保育園及び市内の幼児の通う保育施設に訪問派遣を継続する。</p>
<p>児童・生徒の生命や心の健康に係る深刻な事態を早期に把握し、支援につなげる校内体制の実態把握を目的として養護教諭と生活指導主任にアンケートと聞き取り調査を行った。</p> <p>調査の結果、教員間の連携が機能し早期対応を図っている学校では、児童・生徒のわずかな変化を捉えた情報共有が意識的に行われていたことがわかった。</p>	<p>心の健康に係る問題は現れ方が様々で、問題の本質や深刻さの見極めが難しいため、教員の認識の差が大きく影響する。</p> <p>児童・生徒のわずかな変化を捉え、心の健康に係る問題に組織的に対応できるよう、教員の意識向上を図るための研修や情報発信、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進について、教員を委員とする委員会を設置し検討する。</p>
<p>(教育指導課)</p> <p>SOSの出し方教育や相談窓口一覧の配布など、相談できる体制づくりに努めるとともに、スタートアップ期間として、長期休業明けには、個別の面談の時間を設けるなど、児童・生徒の心に寄り添った指導をするよう指導・助言した。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>学校で行うストレスマネジメントのプログラムに関する指導者養成研修を教育支援課職員が受講し、学校や適応指導教室での活用について検討を行った。スクールカウンセラーを活用した児童・生徒に対するストレスマネジメントのプログラムについては次年度以降に実施するため、準備を行った。</p>	<p>(教育指導課)</p> <p>個別の面談の機会を長期休業日明けに意図的・計画的に設定するなど相談できる体制づくりに努めるとともに児童・生徒の心に寄り添った指導をするよう指導・助言していく。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>ストレスに対する自己コントロール能力を育成するため、スクールカウンセラーを活用した児童・生徒に対するストレスマネジメントのプログラムについて、学校と連携し全校で実施する。</p> <p>また、保護者に対して、家庭における児童・生徒のストレスへの対処法等、心の健康に関する情報提供等を行うとともに、家庭に向けて「心の健康」の啓発を行う。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
43	2-2-②	■スクールソーシャルワーカーの派遣	教育支援課	児童・生徒が抱える学校内では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教員と協議しながら問題の背景を見立て、対応方針を検討する。必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた支援を行う。早期発見と迅速で適切な対応により問題のさらなる深刻化を防ぐ。
44	2-2-②	■スクールカウンセラーの配置	教育支援課	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、日常的な児童・生徒との関わりの中で、児童・生徒や保護者の相談、教員等への助言などにより、学校の教育相談体制の充実を図る。校内での情報共有、組織的対応を強化する。
45	2-2-②	■スクールアドバイザーの派遣	教育指導課	児童虐待やいじめの問題に対してスクールアドバイザーを学校に派遣する。また、関係機関と連携しながら早期発見・早期対応を図る。
46	2-2-③	■早期対応の充実	教育指導課、 教育支援課	児童・生徒の欠席に対して理由や状態を把握し、不登校の予兆がある場合には早期に対応する。スクールカウンセラーの専門性を活用し、欠席が続く背景を校内で検討し、児童・生徒及び保護者に対し適切な関わりを組織的に行う。必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携する。
47	2-2-③	■不登校の未然防止	教育指導課、 教育支援課	不登校の発生率は、小学校よりも中学校の方が高い傾向にある。不登校になる中学生は、既に小学校時代に何らかのサインが現れていることが多いことに着目して、小学校と中学校が連携して、情報交換や協議を行い、組織的に初期対応を図ることで、「中1不登校未然防止」に取り組む。
48	2-3-①	■適応指導教室	教育支援課	適応指導教室「スキップ教室」では、様々な要因による不登校の児童・生徒を対象に、個に応じた学習指導・生活指導、行事等を通じて児童・生徒の心や日常生活の安定を図る。在籍校や家庭と連携しながら、社会的自立や学校復帰への支援を行う。
49	2-3-①	■不登校ひきこもり相談室	教育支援課	ひきこもり傾向にある児童・生徒や義務教育終了後、進学や就職等をせず社会との接点が希薄になっている若者やひきこもり状態にある若者を対象に、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」で、相談、家庭訪問、居場所の提供、学習や体験活動、キャンプ等を実施し、社会的自立への一歩を踏み出す支援をする。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>家庭訪問の実施、教育相談やスキップ教室等関係機関につなげるもののほか、児童・生徒の家庭状況に応じて、子ども家庭支援センターと連携を図るなど、臨機応変にきめ細やかな対応を行っている。</p> <p>また、コロナ禍における緊急事態宣言で学校が臨時休業となった際には、児童・生徒が抱える問題に対する緊急対応に対し、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、助言・指導を行うとともに、学校からの依頼に応じて定期訪問だけでなく随時訪問を行うなど学校と連携して対応した。</p>	<p>学校が必要なときに迅速に対応するスクールソーシャルワーカーの随時派遣の回数を増加させる。中学校については、学校の希望に応じて柔軟に対応する。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの体制としては、市立小・中学校各校の担当スクールソーシャルワーカーを設置するとともに、全校を対象とする不登校担当のスクールソーシャルワーカーを設置する。さらに、スクールソーシャルワーカーの存在や具体的な活用方法について周知するため、市立小・中学校全教員に対してリーフレットを作成し、配布する。</p> <p>また、ヤングケアラーについての認識を深め、児童・生徒の実態や背景から早期発見に努め、必要な支援につながるよう関係機関と連携していく。</p>
<p>東京都公立学校スクールカウンセラーについては、東京都に対して継続的に増加配置の要望を継続しており、令和2年度より市立中学校2校に新たにスクールカウンセラー2名が配置となった。</p> <p>また、コロナ禍の影響もあり令和2年度と令和3年度は東京都に対して追加派遣を要望し、派遣日数の増が認められた。</p>	<p>学校における教育相談体制の充実に向け、さらなる増加配置及び追加派遣を要望する必要があるため、東京都に対して東京都公立学校スクールカウンセラーの増加配置の要望を継続する。</p>
<p>子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、虐待防止外部委員会へのスクールアドバイザーの派遣を通して、児童・生徒の情報収集をするとともにケース会議において助言を行った。また、いじめや虐待に関して学校から適切に報告させ、早期発見・早期対応を図った。</p>	<p>子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をさらに密にし、早期発見・早期対応を図る。また、虐待防止外部委員会へのスクールアドバイザーの派遣を通じて、情報収集をするとともに、児童・生徒の対応について助言を行う。</p>
<p>(教育指導課) 生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等で情報共有をすることで、各学校にて、校内委員会等を担任やスクールカウンセラーを中心に早期対応してきた。</p> <p>(教育支援課) 様々な背景を持つ登校しない・できない子どもたち一人ひとりに合った支援の検討を行い、来室が困難な児童・生徒や継続した支援につながらない保護者に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携して電話での様子確認や家庭訪問等で関係性を作りながら継続した支援を行った。</p> <p>また、心理技術職員等が子どもを見守りながら自立支援につなげる役割を担う拠点づくりとして、ニコモルムの閉室日を活用したフリースペースの設置について検討し、令和4年度中の試行実施に向けて調整を行っている。</p>	<p>(教育指導課) 組織的な対応ができるように指導・助言をしていく。</p> <p>(教育支援課) スクールカウンセラーの専門性を活用するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携し、学校に登校しない・できない児童・生徒及び保護者に対して継続した支援を行う。</p> <p>さらに児童・生徒やその保護者のニーズに応じた取組を調査研究した上で、児童・生徒の心理的な問題に関する様々な相談に対応する仕組みや幅広い情報提供、関係機関や民間との連携などの支援策を検討する。</p> <p>また、支援につながらない学校に登校しない・できない児童・生徒等に対する支援が必要なため、心理技術職員等が子どもを見守りながら、社会的自立につながる拠点となるニコモルムの閉室日を活用したフリースペースの設置に向けて運営方法や運営体制について検討を行う。</p>
<p>(教育指導課) 生活指導主任会やスクールカウンセラー連絡会等で小・中学校間で情報共有をすることで、各学校にて、担任やスクールカウンセラーを中心に早期対応してきた。</p> <p>(教育支援課) 不登校になる中学生は既に小学校時代に何らかのサインが現れていることが多いことに着目して、小学校と中学校が連携した情報交換や協議の場として中1不登校未然防止委員会を年4回開催したことで、組織的な初期対応を行った。</p>	<p>(教育指導課) 組織的な対応ができるように指導・助言をしていく。</p> <p>(教育支援課) 不登校の未然防止は組織的な初期対応が必要であるため、中学校で支援が必要となる可能性が高い児童について小中間で情報交換や協議ができるよう年4回の中1不登校未然防止委員会を開催する。</p>
<p>適応指導教室「スキップ教室」では、様々な要因で学校に登校しない・できない児童・生徒について、適応指導教室の指導員と心理技術職員が連携して、児童・生徒一人ひとりの理解に応じた学習指導や生活指導を行っている。</p> <p>また、行事等を通じて児童・生徒の心や日常生活の安定を図れるよう支援を行っている。</p>	<p>学校に登校しない・できない児童・生徒は増加傾向にあるため、適応指導教室での取組を継続するとともに、より必要な指導内容や通室内容を検討する。</p>
<p>不登校ひきこもり相談室「ニコモルム」では、ひきこもり傾向にある児童・生徒やひきこもり状態にある若者等を対象に週3回開室し、相談、家庭訪問、居場所の提供、体験活動等を実施するとともに、施設を利用していない児童・生徒の保護者などへの対応として電話相談や見学対応を行った。学校での支援が困難な児童・生徒をスクールソーシャルワーカーが把握した場合に、ニコモルムの家庭訪問利用につなげ、継続的な支援を行うことができた。さらに、問題の背景に医療受診が必要な心身状態がある場合や家庭の環境調整が必要な場合は、関係機関と連携して対応を行った。</p> <p>また、ニコモルムとスキップ教室、教育相談センターとの連携を強化するため、合同で会議を開催して児童・生徒の支援方針を検討した。これにより、児童・生徒のニーズに合わせた支援を行うとともに、施設ごとの機能を有効に活用して児童・生徒の支援を行うことができた。</p>	<p>学校やスクールソーシャルワーカーと連携し、児童・生徒一人ひとりの状態やニーズに合った支援を実施するとともに、医療や福祉等の関係機関との連携強化を進めていく。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
50	2-3-①	■日本語適応指導	教育指導課	日本語が話せないために学習活動に適応することが困難な児童・生徒を対象に、初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施する。
51	3-1-①	■小中一貫教育の検討	教育指導課	西東京市では、一つの小学校から複数の中学校に進学している状況にあるため、全市立小・中学校で統一した取組を行うことで、系統的な指導を目指していく。全市立小・中学校が互いに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な指導を目指す教育を進める。あわせて、西東京市の小中一貫教育の在り方について、引き続き調査・研究する。
52	3-1-①	■教育支援システムの小中連結	教育指導課	教育支援システムを用いて、保護者の同意を得た上で、個別的教育支援計画や個別指導計画を小学校から中学校に引き継ぐことで、一人ひとりに応じた教育支援を継続していく。
53	3-1-②	■学校選択制度の実施	学務課	小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、住所地の指定校以外の学校を選べる学校選択制度を実施する。この制度は、保護者や子どもたちの希望に応えるとともに、特色ある教育・学校づくりにつながる取組である。学校規模や教育環境等に影響がないよう、引き続き、適正な受入れ枠の設定に努めるとともに、学校選択制度の今後の在り方についての検証を行う。
54	3-1-②	■介助員制度の実施	学務課	通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、移動等の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介護負担の軽減を図るため、合理的配慮の考え方にに基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を行う。
55	3-1-②	■バリアフリー化の推進	教育企画課	各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図る。
56	3-1-②	■環境に配慮した学校施設の整備	教育企画課	環境負荷の低減を図るため、学校施設の屋上緑化を含む緑化を推進する。また、雨水の利用、太陽光を利用した発電、LED照明などの省エネ対策を進める。
57	3-1-②	■幼稚園・保育園・小学校間の連携強化	教育指導課、 教育支援課	子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、スタートカリキュラム作成等の幼稚園・保育園の就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組む。また、子どもたちが、教育環境の変化の中で抱える問題を緩和させるため、就学支援シートの活用や幼・保・小の交流や教育内容の連続性の確保など、相互の交流に向けた検討を行う。
58	3-1-③	■給食室の改築・整備	教育企画課、 学務課	校舎建替え時に、小学校は、学校給食衛生管理基準に準拠した給食室に改築する。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>母語が日本語でなく、学校生活に適応することが困難な児童・生徒に対して指導員を派遣し、初期の日本語指導を行った。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うオンライン授業の間、指導が停止せざるを得ず、そのような状況下での継続的な指導方法については検討すべき余地があるものの、本事業については概ね市立小・中学校に浸透し活用されている。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況下で続けていける指導方法について検討しつつ、日本語が話せないために学習活動に適応することが困難な児童・生徒を対象に、日本語適応指導事業を進める。</p>
<p>小学生が中学校生活への憧れや希望を持ち、中学校進学後、スムーズに新しい学校生活を開始できるよう、令和2年4月から全市立小・中学校で西東京市小中一貫教育を開始した。また、算数・数学、外国語・英語、体力向上などの各委員会での系統的な学びの連続性の整理や合同の清掃等の市立小・中学校での連携した取組を行った。</p>	<p>各中学校区において人材の有無や環境等により取組内容にばらつきがない持続可能な安定した市立小・中学校の連携について、各学校ごとに検討をしていく。また、これらの取組を教員で構成する小中一貫教育推進委員会において共有し、有効な取組は全校で展開するなど、全校での推進につながるよう進めていく。</p>
<p>教育支援システムを用いて個別の教育支援計画や個別指導計画を保護者の同意を得た上で小学校から中学校へ引き継ぐことについて、校長会議等でその必要性を明確に伝え、保護者への周知にも努めた。</p>	<p>以前から、年度末に向け学校へ通知等で引継ぎの促進をしてきたが、今後も毎年度丁寧な通知、説明が必要であるため、一人ひとりに応じた教育支援として、個別の教育支援計画、個別指導計画の作成や活用について保護者と認識を共有し、取組をより進めていく。</p>
<p>学校選択制度の今後の在り方について、令和3年度に学校選択制度に関する検討懇談会を設置し、書面開催を含む4回の会議を行うとともに、児童・生徒、保護者、市民を対象としたアンケート調査を実施し、現状認識や制度のメリット、デメリット等に関する事項について取りまとめを行った。</p>	<p>令和3年度に引き続き、令和4年度も学校選択制度に関する懇談会を4回開催する。それぞれ異なる立場の委員から、積極的な意見をいただきながら、児童・生徒数の増などによる教室や教員の確保、受け入れ枠の設定ができない学校について検証等を行い、これまでの検討経過等も踏まえて報告書に取りまとめる。</p>
<p>令和3年度に障害者基本法等の法律改正を受けて通常学級介助員制度の見直しを実施し、申請要件の変更や、配置時間の加算制度の追加を行った。</p> <p>学校及び保護者からの申請に基づき、学校生活において支援が必要な児童に介助員を配置し、移動等の安全確保を行うことで、学校生活の安定につながることができた。</p> <p>学校・保護者・介助員とも連携しながら、児童の状況に応じた介助を行うことができた。</p>	<p>介助員の人材確保が課題であり、公募や学校からの紹介により、年間を通じて安定的に配置ができる体制を整えていく必要がある。</p> <p>制度見直し後も、配置等に当たっては会議で検討し、児童・生徒の状況に応じて適切に介助員を配置していく。</p>
<p>各学校の実情に配慮し、令和元年度に保谷第二小学校と柳沢小学校の校舎にだれでもトイレを整備した。令和2年度はバリアフリー化を整備した中原小学校建替工事を実施し、令和3年度は東小学校で、洋式便器取替、階段手すり設置等を実施してバリアフリー化の拡充を図った。</p>	<p>令和4年度にだれでもトイレを芝小保小学校校舎に整備する。だれでもトイレが未整備の学校については、「西東京市立学校における「合理的配慮」の対応検討基準」に基づき実施していく。</p>
<p>田無小学校の校舎は、令和元・3年度に照明をLEDに取り替え、上向台小学校校舎は令和元年度に照明をLEDに取り替えた。また、令和2年度に屋上緑化、雨水利用、太陽光発電、LEDなどの省エネ対策を整備した中原小学校建替工事を実施した。</p>	<p>令和4年度に本町小学校体育館の照明をLEDに取り替えを行う。LED照明等省エネに関する整備には、多額の費用負担が掛かり未整備の学校があるため、西東京市「ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえつつ、今後も計画的に取替工事を実施していく。</p>
<p>(教育指導課)</p> <p>子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、市内全小学校で、スタートカリキュラム作成を行い、就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組むとともに就学支援シートの活用を図った。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>切れ目のない支援のため市内公立保育園に年3回の心理アドバイザー派遣を行い、保育士への助言や、必要に応じ保護者との面接を行っている。市内公立保育園以外の民営の保育施設についても、要望に応じて心理アドバイザーを派遣し、保育士への助言等を行っている。</p>	<p>(教育指導課)</p> <p>子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、スタートカリキュラム作成により就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組むとともに就学支援シートの活用を図り、幼・保・小の相互の交流に向けた検討を行う。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>就学前の状況が小学校につながらず支援が遅れることのないよう、市内の市立保育園及び市内の幼児の通う保育施設に要望に応じて心理アドバイザー派遣を継続する。</p>
<p>(教育企画課)</p> <p>令和2年度に中原小学校建替工事で、学校給食衛生管理基準に準拠した給食室を整備した。</p> <p>(学務課)</p> <p>新中原小学校の給食室の整備について、より衛生的で効率のよい調理ができる給食室になるよう中原小学校栄養職員及び給食調理業務受託事業者と協議のうえ、環境整備を実施した。</p> <p>また、給食提供開始に向けて、新たに必要となる物品等について中原小学校栄養職員及び給食調理業務受託事業者と連絡を密にして準備し、新校舎への移転が完了した令和3年1月から給食提供を開始した。</p>	<p>(教育企画課、学務課)</p> <p>給食室の改築は、校舎の建替えが前提のため、学校給食に支障が生じないよう維持・補修を行っていく。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
59	3-1-③	■地場産農産物の積極的活用	学務課	可能な限り西東京市産の農産物を活用するとともに、生産者を示すことで、食への興味・関心度を高める工夫を行う。
60	3-1-③	■食物アレルギーの対応	学務課	西東京市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、アレルギー対応を行う。また、万が一の事態に備え、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインを継続する。
61	3-1-④	■ICT環境整備	教育指導課	市立小・中学校におけるICT教育のさらなる充実や、教員一人ひとりがICTを活用した授業改善等を行うことができる環境の整備に努める。特に中学校におけるICT機器を活用した授業等の充実に向けた環境整備を重視し、全市立中学校に、短焦点方式のプロジェクターと授業用ノートパソコンを整備する。また、短焦点方式のプロジェクターを活用した電子黒板やデジタル教科書、校内無線LANの整備等を計画的に進める。
62	3-1-⑤	■学校施設の適正規模・適正配置の検討	教育企画課	全国的に少子化が進展する中で、西東京市の児童・生徒数は地域により偏りが出ている状況である。引き続き、児童・生徒数推計など様々な視点で学校施設の適正規模・適正配置の検討を行い、子どもたちにとってよりよい学校環境づくりを目指す。
63	3-1-⑤	■学校施設個別施設計画の策定	教育企画課	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能及び性能を確保するために「学校施設個別施設計画」を策定する。
64	3-2-①	■学校経営計画の活用	教育指導課	学校ごとに作成した「学校経営計画」において、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、内部の評価だけでなく保護者等からのアンケート結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、ホームページ等を通して市民への公表を積極的に進める。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を支援していく。
65	3-2-①	■カリキュラム・マネジメントの推進	教育指導課	学校は、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、学校の教育活動の質的向上を図るためのカリキュラム・マネジメントを推進する。
66	3-2-①	■地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実	教育指導課	学校経営に関する情報を地域に公開し、学校に対する市民の評価や助言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるように、全市立小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を充実させていく。また、その中で学校評価における学校関係者評価を行い、市民に公表していく。また、学校評価についてはカリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう努める。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>地場産農産物の積極的活用に向けて、地場産農産物生産者と栄養士との意見交換会の開催や、栄養士連絡会が企画する共通献立や野菜たっぷりカレンダーの作成を行っている。</p> <p>また、地場産農産物への興味・関心を高める工夫として、栄養士が昼食時の校内放送で生産者等を紹介するほか、地場農産物を活用しためぐみちゃんメニューを学校給食に取り入れるなど、様々な取組を行っている。</p>	<p>めぐみちゃんメニュー事業については、産業振興課と連携しつつ、今後も可能な限り地場産農産物を活用するとともに、生産者等の顔が見える関係を構築することで、より安全で安心な食材への興味・関心を高める取組を継続する。</p>
<p>西東京市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づくアレルギー対応を行っている。西東京市教育委員会アレルギー対応委員会において、中学校給食での食物アレルギー対応を見直すなど、より安全・安心な給食提供ができるよう指針の改定も行っている。</p> <p>また、食物アレルギーを持つ児童・生徒は年々増加しており、万が一の事態に備え、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインの使用に関する情報を全教職員に周知している。</p>	<p>西東京市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づく食物アレルギーへの備えと職員研修の実施、及び公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインにより、万が一の際に備える。</p>
<p>G I G Aスクール構想への対応として、ハード面では、教員も含めた1人1台のタブレット、全市立小・中学校への校内無線LAN、大型提示装置を整備した。ソフト面では、小学校の英語及び数学、中学校の国語、英語及び数学の指導者用デジタル教科書を導入し、ICTを活用した授業改善等を行うことのできる環境を整備した。</p>	<p>令和4年度に国の実証実験に参加し、小学校第5学年から中学校第3学年まで英語と算数・数学の学習者用デジタル教科書を使用する。将来的な国の方針が现阶段では不明であるが、学習者用デジタル教科書が今後有償での対応となる場合、導入規模にもよるが、予算面で新たに大きく負担が生じる可能性があるため、国の動向を確認していく。</p> <p>また、今後も校内無線LAN、大型提示装置の整備を継続するとともに、外部から転入する教員に対する本市のOSのタブレットの使用に対する支援や情報セキュリティに関する研修を充実させていく。</p>
<p>中原小学校及びひばりが丘中学校の建替工事を実施した。また、学校を取り巻く状況の変化に対応するため、児童・生徒数の推計等のデータに基づき、令和2年度に「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」の見直しを行った。</p>	<p>「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今後の児童・生徒数や学級数の推移、国や東京都の動向、本市の財政状況などを踏まえ、地域ごとの状況に応じた学校施設の適正在り方について検討を行う。</p>
<p>田無小学校の大規模改造や市立小・中学校体育館への空調整備を行った。</p> <p>「西東京市学校施設個別施設計画」の背景や目的、学校施設の目指すべき姿、学校施設の老朽化状況などの整理を行い、令和2年度に「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定した。新型コロナウイルス感染症の影響により、上位計画の「西東京市公共施設等総合管理計画」の策定が令和5年度となったため「西東京市学校施設個別施設計画」については、策定中の「西東京市公共施設等総合管理計画」と整合性を図りながら、令和5年度の「西東京市学校施設個別施設計画」策定に向けて、検討を継続する。</p>	<p>「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」の内容を踏まえ、令和5年度の策定に向けて、「西東京市学校施設個別施設計画」の検討、策定を行う。また、計画の策定と並行して、老朽化が進んだトイレの改修等に取り組み、教育環境の充実に努める。</p>
<p>令和元年度から計画の項目を「教育目標」に加えて「教育理念及び教育目標」とし、どのような学校経営を行うのか校長の考えをより明確に記述できるようにした。G I G Aスクール構想等の喫緊の教育課題への対応を盛り込んだ学校経営計画の策定を校長にお願いし、より教育活動の充実を図った。</p>	<p>目標についてできるだけ具体的に検証可能な目標を設定するように校長への周知に努める。また、学校経営計画は毎年度策定しているものであるが、G I G Aスクール構想やコミュニティ・スクール等の喫緊の教育課題への対応を盛り込んだ学校経営計画の策定を行い、より教育活動の充実を図る。</p>
<p>令和元年度にはカリキュラム・マネジメントの推進に取り組む研究指定校を指定し、児童に身に付けさせたい資質・能力を計画的に、そして効果的に達成させるために、教育活動を俯瞰した上で、1つの目標に向けて学校全体が、地域が、そして教員一人ひとりが、常に教科等横断的な視点に立って取り組んできた。研究発表会の開催により、市内全校に研究成果を周知し、各学校においても地域人材を活用し、学校の教育活動の充実に向けて、各教科等のカリキュラム・マネジメントの実現を図った。</p>	<p>カリキュラム・マネジメントの推進に資するため、学年、教科の縦と横の枠を超えて、学習内容を見通し、配列の工夫や教科の特性に応じた手立ての工夫に取り組むことや地域や保護者とともに目指す児童像を共有し、社会に開かれた教育課程にすることなどを学校訪問等を通して指導・助言をしていく。</p>
<p>各学校において、学校運営連絡協議会で、教育活動の報告などを通して、学校経営に関する情報を公開してきた。学校評価をPDCAサイクルで活用し、カリキュラム・マネジメントの実現を図った。令和3年度からは、モデル校として小学校1校、中学校1校でコミュニティ・スクールを設置し、地域住民、保護者の学校経営への参画をいただいている。</p>	<p>学校運営連絡協議会で、学校経営についての評価・助言を受けるとともにコミュニティ・スクールの実現に向けて学校評価の結果やカリキュラム・マネジメントを推進し、より一層充実した学校運営ができるようにする。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
67	3-2-①	■教職員の経営参画意識の向上	教育指導課	各学校において、校長の経営方針の下に、教職員が適切に役割を分担し、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行う。
68	3-2-①	■部活動の在り方	教育指導課	部活動は学校生活を豊かにすることができる教育活動である。そのために、適切な運営のための体制の整備や合理的で効率的・効果的な活動推進のための取組、適切な休養日等の設定などについて取り組む。
69	3-2-①	■学校訪問監査	教育企画課、 教育指導課	教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録、また、予算執行に係る契約関係書類や備品登録台帳などについての監査を定期的に行い、服務や事務の執行管理などの適正化を図る。
70	3-2-②	■学校における働き方改革の推進	教育指導課	教員が子どもたちのために力を十分に発揮できる環境を整えるために、学校における働き方改革を推進する。
71	3-2-②	■人的支援の推進	教育指導課	教員が自らの専門性を発揮して、児童・生徒としっかり向き合える時間を確保するとともに、授業準備や研修等に時間を充て、その資質を高めることができるよう、専門家等の人的支援の推進を図る。
72	3-2-②	■教職員の健康管理	教育指導課	教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境を整えていく。健康診断やストレスチェックを実施するとともに、労働安全衛生管理体制の整備を進める。
73	3-2-②	■学校給食費の公会計化	学務課	教員の負担軽減及び給食材料の安定供給等を目的とした、給食費の公会計化を検討する。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>カリキュラム・マネジメントの3つの側面【教科等横断的な視点に立った単元配列表、PDCAサイクルの確立、人的・物的資源の活用】を意識した視点の取組を推進していく中で、1時間の授業が年間指導計画でどう位置付けられているか、他教科とどう関連付けられているか、より狙いに迫るために地域の人材をどう活用するか、など、常に計画的に評価・改善をしていくカリキュラム・マネジメントにより教職員が相互に連携しながら経営に参画できた。</p>	<p>社会に開かれた教育課程の編成に各学校が取り組むとともに、カリキュラム・マネジメントの視点から校内の組織体制を整えていくことで、年間指導計画に位置づけられている1単位時間の授業や単元の指導において、地域人材等を活用したり、地域の中から教材を作るなど教職員や地域が相互に連携し教育活動の一層の充実を図れるよう、指導・助言を行う。</p>
<p>平成30年度に策定した部活動のガイドラインに基づいた活動時間等の設定など、適切な部活動の運営を行っている。また、部活動指導員に対して、東京都教育委員会のやっている研修会への参加を推奨し、資質の向上を図ってきた。</p>	<p>ガイドラインに基づいた適切な部活動の運営を行う。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じた部活動の運営や地域との連携について検討していく。国や都の動向を注視し、休日の運動部活動の段階的な地域移行について、学校や市長部局と連携して検討していく。</p>
<p>(教育企画課) 学校訪問監査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常どおりの実施はできなかったが、状況に応じて実施方法を工夫しながら可能な範囲で実施することができた。</p> <p>(教育指導課) 学校訪問において、適正な諸帳簿の監査を行うとともに教育課程の適正な管理を行った。</p>	<p>(教育企画課) 今後も感染症等の状況に応じて、監査の実施方法を検討しつつ、監査内容について適宜必要な視点を取り入れながら実施していく。</p> <p>(教育指導課) GIGAスクール構想、校内研究、人権教育にそれぞれ特化した学校訪問を継続し、その効果において見直しをしながら、改善を図っていく。</p>
<p>教職員の勤務状況の実態把握及び教職員自らの意識改革を促進するため、教職員の勤怠管理システムを導入した。</p> <p>また、令和元年度から令和2年度にかけて、谷戸小学校及び明保中学校をパイロット校に指定し、市立小・中学校教員のタイムマネジメント力向上支援事業を実施した。本事業では、コンサルティング会社の支援を受けながら、学校が独自に改善テーマを設定し、学校マニュアル作成、校務分掌の改善、職員室等のレイアウト改善等を行うとともに、当該成果を市立小・中学校全校に展開した。</p>	<p>教職員の月当たりの時間外労働時間が、働き方改革推進プランに掲げている目標値にまだ達していないため、令和4年度に関しては、学校特別非常勤講師や副校長業務支援員の配置拡大にて、より一層の人的支援の推進を予定しており、各人的支援員の効果的な活用方法等の情報共有を行いながら、働き方改革の推進に向けて支援を行う。</p> <p>また、市立小・中学校教員のタイムマネジメント事業で改善された環境を、各学校で適切に維持・更新を行う。</p>
<p>教員の負担軽減及び児童が外部人材との触れ合いを通じ学ぶことの意味と自分の生活を結び付ける学びを実現する等、教育の質的向上を図ることを目的として、東京都の補助を受けて、学校特別非常勤講師を令和3年度より新規で1校に配置した。</p> <p>配置の効果として、学校特別非常勤講師が授業を行うことで、担当教員がその他の授業準備等を行う時間として活用できる等、担当教員の負担軽減につながり、児童の授業満足度も高い等の報告もされている。</p> <p>また、各市立中学校に部活動指導員を配置し、教員が従来部活動に充てていた時間を他の業務に取り組むことができるよう人的支援を行った。</p>	<p>学校特別非常勤講師の未配置校があるため、令和4年度は5校に学校特別非常勤講師の配置を拡大する。部活動支援員についても各中学校のニーズに応じた配置を行っていく。</p> <p>今後も学校の状況を見ながら、学校管理職と情報共有を行い、専門家等の人的支援の拡大を見据えた支援を行う。</p>
<p>教職員の健康診断については、継続して実施している。また、ストレスチェックについては、令和元年度より実施し、高ストレス者に対しては、医師による面接指導を行う体制を整えてきた。さらに、安全衛生推進者（有資格者）の配置のための研修費用を平成30年度より予算措置し、令和3年度まで全校において安全衛生推進者の配置を実施してきた。</p>	<p>健康診断・ストレスチェックの実施、安全衛生推進者の全校配置を今後も適切に実施する。</p> <p>また、令和4、5年度においては、ストレスチェック結果における高ストレス者の割合について、少しでも減らすことができるよう法令等に基づき適切な職場環境の整備を実施し、支援を行う。</p>
<p>他市への導入状況調査を行うとともに、会計システムの導入や庁内業務体制について調査を行った。現状では、平成29年度に行った教員の事務負担調査の結果として、本市においては、教員の負担軽減を求める声が強くなかったこと、公会計化導入による費用対効果がどれほどであるのか明確ではないこと、また、庁内事務手続きや人員体制の調整について、引き続き確認が必要であるため、公会計化導入については見送られている。</p>	<p>学校の教員の負担軽減及び給食材料の安定供給の視点の他、庁内事務手続きや人員体制など、新たに発生する業務や、これまで本市が取り組んできた学校給食の内容への影響などが課題となっているため、調査・研究を行い、公会計化導入について検討する。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
74	3-2-②	■副校長の校務軽減	教育指導課	副校長が担っている業務を整理し、本来の業務に専念できる時間を増やすことで、学校経営力の向上を目指す。また、そのために必要な環境を整備していく。
75	3-2-②	■校務支援システムの充実	教育指導課	教職員の校務負担の軽減や情報共有の推進を図り、学校における校務効率化の実現や教育の質を向上させることを目的として、統合型校務支援システム等の導入について検討する。
76	3-3-①	■放課後子供教室	社会教育課、 図書館	放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動等ができる場として、地域の協力を得て放課後子供教室の充実を図るとともに、運営体制についての検討も行う。また、放課後子供教室に、図書館職員が参加し、子どもたちと本との出会いの場を設定する。
77	3-3-①	■地域学校協働本部の研究	社会教育課、 教育指導課	幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）を推進する体制である「地域学校協働本部」の設置に向けて、調査・研究を進める。
78	3-3-①	■各種機関・組織等との連携	教育企画課、 教育指導課、 教育支援課、 社会教育課、 公民館、図書館	市内及び近隣地域の各種機関・組織等との協働事業をはじめ、学校がそれぞれの地域に存在する各種機関・組織等と連携しながら学校づくりを進める。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>副校長の事務的負担を軽減し、教職員の授業観察・指導等に専念できる時間を増やすことを目的とし東京都の補助を受けて、副校長業務支援員を令和2年度より配置してきた。令和2・3年度は24校に配置している。</p>	<p>副校長の月当たりの時間外労働時間が目標値に達していないものの、配置校の副校長からは、教職員の授業指導にこれまで以上に時間を割くことができたとの話が出ている。副校長業務支援員を全校に配置すべく、令和4年度は26校に副校長業務支援員の配置を拡大する。</p> <p>また、令和4・5年度は、学校における働き方改革推進プランにて掲げている、月当たりの時間外労働時間をおおむね45時間に以内にすることを目標に、他区市における副校長業務支援員の活用状況などの情報を共有しながら、さらなる校務軽減に向けて支援していく。</p>
<p>令和2・3年度はコロナ禍という特異な状況下ではあったが、令和3年度は対前年比として、副校長の月当たり時間外労働時間が、小学校は5時間減少、中学校は7時間増加した。教員の授業観察などの本来業務に時間をこれまで以上に割くことができたという意見を聞くなど、校務軽減を図れているが、中学校においては増加している。</p> <p>校務の効率化の実現においては、令和2年度中に統合型校務支援システムの構築を行い、令和3年度から同システムを導入した。その結果、これまでとは別々のシステムを利用して、それぞれで氏名等の登録作業を行っていたものが、出欠、成績、保健等の幅広い校務に関して一度の登録作業で済むようになり、効率的に事務処理を行うことができる環境を整えた。</p>	<p>市内では本市と異なる統合型校務支援システムを使用している自治体が大半であり、異動してくる教員には、一から利用方法を習得してもらう必要があるため、他自治体から異動してくる教職員等に対し、統合型校務支援システムを組織的・効果的に活用できるよう研修等によりスキルアップを図っていく。</p>
<p>(社会教育課)</p> <p>各市立小学校の学校施設開放運営協議会に委託し、校庭や体育館を開放する遊び場の提供のほか、様々な体験や学習活動の機会を提供する事業を実施した。</p> <p>また、学童クラブとの連携を進め、学童クラブの子どもが学童クラブを休まずに参加できる仕組みの整備を進めていった。</p> <p>(図書館)</p> <p>令和元年度(令和2年2月)に図書館職員の参加する際の役割や実施内容について社会教育課と協議・検討、令和2年度に現地の見学を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、具体的な進展がなかった。</p>	<p>(社会教育課)</p> <p>保護者の就労状況に関わらず、児童の放課後の居場所の選択肢、活動内容の幅を広げるため、関係部署との連携を進めていく。また、学童クラブとの連携について、学校施設開放運営協議会へ今後の取組の方向性を方針として示し、事業の充実を図る。</p> <p>(図書館)</p> <p>放課後子供教室に図書館職員が参加し、子どもたちにとって本との出会いが意義あるものとする場を設ける計画を検討しており、令和4年度に放課後子供教室の見学を踏まえて令和5年度に試行する。</p>
<p>(社会教育課・教育指導課)</p> <p>令和3年度より小学校1校、中学校1校にて地域学校協働活動を実施した。活動に際しては、既存の組織やボランティアとともに緩やかなネットワークを形成し、「学校応援団」(地域学校協働活動本部)を軸に、けやき小学校においては飼育動物の世話、明保中学校では昇降口のペンキ塗りを実施し、今まで接点の少なかった市民から人材を募ることができた。</p>	<p>(社会教育課・教育指導課)</p> <p>令和4年度には小学校3校、中学校4校にて「学校応援団」としての取組を拡大する。既存の組織や学校を拠点とする団体を中心として「学校応援団」を形成し、活動の幅を広げていくことで今まで以上に学校と地域が連携・協働できる取組を進めていく。</p>
<p>(教育企画課)</p> <p>多摩六都科学館主催の市立小学校児童による東大演習林観察会を毎年開催している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、令和2年度については、代替プログラムの実験ショーを実施し、本町小学校の児童が参加した。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>PTAやおやじの会、企業等と連携した教育活動を展開できた。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>教育相談における児童・生徒の状況等に応じて医療や福祉機関につなげ、関係機関と連携して支援ができた。</p> <p>また、スキップ教室の児童・生徒の状況の理解促進を図るため、学校に登校しない・できない児童・生徒の成長を応援する講演会をYouTubeでの動画配信で行い多くの民生児童委員に視聴してもらった。</p> <p>(社会教育課・公民館・図書館)</p> <p>令和3年度より、専門職員や地域で活動する団体や個人が講師となり、学校で先生と一緒に授業を行う「まちなか先生」をスタートした。</p> <p>(図書館)</p> <p>団体貸出、地域への除籍資料の配布や「町たんけん」の授業のために学校へ司書を派遣した。また、「夏休みすいせん図書」の市立小・中学校児童・生徒への配布及び「いいね!!西東京市図書館おすすめ(セレクト)本」の提供を行った。</p>	<p>(教育企画課)</p> <p>関係機関と連携した取組を進める。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>コミュニティ・スクールとして学校がさらに地域と協働的な学校の課題解決に向けた活動ができるよう助言を継続していく。</p> <p>(教育支援課)</p> <p>関係機関と連携し、児童・生徒等の支援を進める。</p> <p>(社会教育課・公民館・図書館)</p> <p>「まちなか先生」を実施するとともに社会教育事業としての実施方法を確立する。</p> <p>(図書館)</p> <p>団体貸出や地域への除籍資料の配布等を行うとともに、「職場体験」の実施や「まちなか先生」への司書の派遣を実施する。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
79	3-3-①	■コミュニティ・スクールやPTA等との連携に関する研究	教育企画課、 教育指導課、 社会教育課	学校が目指す教育ビジョンを地域や保護者と共有しながら実現させるために、コミュニティ・スクールやPTA等との連携の在り方等、学校と保護者・地域との協働に関する研究を行う。
80	3-3-①	■副籍制度の推進	教育指導課	市内居住の特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事等への参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うことで、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、学校から積極的に副籍制度による交流の実施を進める。
81	3-3-②	■登下校の安全対策	学務課、教育 指導課	関係機関、保護者や地域等と連携・協力を図りながら、通学路の安全点検等を行うとともに、登下校時の見守り体制の整備に取り組む。また、防犯ブザーの配布や通学路に設置している防犯カメラの位置の周知などを行うとともに、地域安全マップの作成などの安全教育を推進することにより、子どもたち自らが危険を回避することができるよう、安全対策のより一層の充実に努める。
82	3-3-②	■地域ぐるみの学校安全体制づくり	教育企画課、 教育指導課	小学校では、児童が安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら、安全管理に関する取組を行っている。そのため、学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員（スクールガード・リーダー）を各市立小学校に派遣し、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、学校の安全管理に関する取組の充実に努める。
83	3-4-①	■地域連携の推進	公民館	地域全体で、子育て・親育ちなど家庭での教育力の向上を支えるため、地域の協力者との連携を促進する。
84	3-4-①	■多世代が参加できる事業の提供	公民館	地域の教育力向上のため、世代を超えた多様な市民がともに学び交流する事業を推進する。
85	3-4-①	■地域における子育て支援環境づくり	社会教育課、 公民館	子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、子育て期の市民だけでなく、世代を超えて市民がともに学び、交流する視点をもった事業の充実に努める。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>(教育企画課・教育指導課・社会教育課)</p> <p>コミュニティ・スクールについては、令和元年度から令和3年度まで市内の検討委員会で学校運営協議会の設置と地域学校協働活動の実施を両輪で進めることができるよう検討した。令和3年度には規則の整備や小学校1校、中学校1校にモデル校として設置した。学校現場がスムーズに学校運営協議会の設置や地域学校協働活動を実施していけるようマニュアルの整備や学校運営協議会制度の説明会の実施、モデル校の取組の説明、学校への助言を行った。</p> <p>地域学校協働活動については、モデル校での学校運営協議会での熟議を踏まえて、様々な取組が実施された。その中には、学校の課題の解消とともに地域のやりがいや満足感につながる事例も報告された。</p>	<p>(教育企画課・教育指導課・社会教育課)</p> <p>令和4年度については小学校2校、中学校3校に学校運営協議会を追加設置する。</p> <p>特定の教員・地域協力者だけでなく、幅広く協力者を募るために学校運営協議会制度への理解啓発をより進める必要があり、令和4・5年度は、市内外を含む学校運営協議会設置校の事例の収集や情報提供を各学校に行うとともに「学校運営協議会設置意向調査」及びヒアリングを実施し、各学校が段階的に学校運営協議会の設置や地域学校協働活動を実施していけるよう支援する。</p>
<p>令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、予定されていた学校行事等が中止されたことで直接的交流の実施が難しかった。その中で、学校・学年だより交換等の間接的交流は継続して行っており、希望する児童・生徒の交流を進めることはできた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止によりしばらく開催されていない特別支援学校主催の交流報告会について、令和4年度は積極的に出席し、特別支援学校との連携強化に努める。副籍交流の趣旨や実施における流れを毎年度丁寧に学校側に周知したり、各学校で行われている交流活動事例を紹介する等、副籍制度を推進していくための取組を教育委員会として進める。</p>
<p>(学務課)</p> <p>毎年の通学路合同点検等を通して、学校・地域・保護者・関係機関等と協力・連携し、通学路の安全確保に取り組んだ。また、交通擁護員による見守りを通して、登下校時の安全確保と児童の交通マナーの指導と啓発を行った。</p> <p>令和2年度に中学校登下校区域に防犯カメラ(9台)と周知用看板を新たに設置したことにより、これまでの設置台数と合わせて合計99台となった。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>地域安全マップを作成し、通学路等の危険箇所を子どもたちが共有し認識することで、登下校時の安全に対する意識を醸成することができた。また、「安全教育プログラム」に基づいて、学校で安全指導を行い、自分の身を守るための資質・能力を高めることができた。</p>	<p>(学務課)</p> <p>通学路点検や交通擁護員等による見守りを実施し、学校・地域・保護者・関係機関等と協力・連携しながら登下校の安全対策を行っていき、ハード面での対策実施が難しいケースも多い。</p> <p>平成28・29年度に設置した防犯カメラ本体の更新(設置後8年程度)を見据えたスケジュール管理を行うとともに設置した防犯カメラの維持管理を行い、安全体制を継続していく。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>地域安全マップを作成し、通学路等の危険箇所を子どもたちが共有し認識することで、登下校時の安全に対する意識を醸成するとともに、「安全教育プログラム」に基づき、学校で安全指導を行い、自分の身を守るための資質・能力を高めていく。</p>
<p>(教育企画課)</p> <p>児童の登下校時における安全を確保するため、見守り活動に必要な用品等の購入費を学校に配当し、見守り活動の充実を図った。令和元年からの3年間で11校実施した。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>地域人材を活用してスクールガード・リーダーを委嘱し、各学校において、安全教育への助言を行った。</p>	<p>(教育企画課)</p> <p>見守り活動をより充実させる必要があることから地域学校協働活動をはじめ、他の地域事業との連携を検討し、事業の充実を図る。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>地域人材を活用してスクールガード・リーダーを委嘱し、各学校において、安全教育への助言を行う。</p>
<p>地域の大人たちが、子どもの育ちや子どもをめぐる課題等について考える「子どもの課題を考える講座」(ひばりが丘公民館)及び「現代的課題を考える講座」(保谷駅前公民館)を継続的に実施した。</p> <p>前者の講座からは、令和元年度に市民団体「不登校情報ネットワーク ハートライン ひばり」が発足し、令和3年度の「子どもの課題を考える講座」は当該団体と共催で実施した。</p>	<p>公民館が地域の協力者と出会い関係を形成する契機として、保護者に限らない地域の大人たちが、子どもの育ちや子どもをめぐる課題等について考える講座を実施する。</p> <p>令和2年度以降、コロナ禍のため実施を見合わせてきたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、公民館で活動する市民等に講師を依頼し、子ども・親子対象の事業を実施する。</p>
<p>公民館や地域で活動する団体・個人が実行委員会を組織し、日常の活動の成果を発表する公民館まつり等の地域交流事業は、多世代が交流する機会となっている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度は1事業、令和2年度は5事業を中止したが、令和3年度はコロナ禍に対応した形態で4事業を実施し、多世代の交流の場となった。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染状況に応じて、地域人材を活用した子ども・親子対象事業や、地域の大人と子どもが交流する事業、親世代が自らの親世代と出会う事業等の実施を検討する。</p>
<p>(社会教育課)</p> <p>各小学校施設開放運営協議会に放課後子供教室を委託し、校庭開放や、様々な体験や学習活動の機会を提供する事業を実施した。</p> <p>また、地域の人材を活用し、市立小学校を拠点として地域住民の生涯学習活動の展開を促進するために地域生涯学習事業を実施した。</p> <p>放課後子供教室及び地域生涯学習事業は、コロナ禍で計画どおりに実施できないこともあったが、実施主体と参加者の年齢層が多岐に渡るため、世代を超えた交流に寄与した。</p> <p>(公民館)</p> <p>長年公民館まつり等多世代が参加・交流する事業を実施してきたが、コロナ禍によって当初計画していた地域人材や地域団体の協力を得て、多世代が参加・交流する新規事業については実施できない状況が続いている。</p>	<p>(社会教育課)</p> <p>放課後子供教室については、学習機会の提供や学童クラブとの連携、未実施の小学校を含め事業のさらなる拡充にあたって、各学校や各小学校施設開放運営協議会と連携しながら課題を整理し、適切な対応をしていく。</p> <p>地域生涯学習事業については、幅広い世代の地域住民に生涯学習の機会を提供できるよう努める。</p> <p>(公民館)</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況に応じて、地域人材や地域団体に講師を依頼して多世代と一緒に学ぶ事業について検討する。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
86	3-4-①	■子育てに関する学習機会の充実	公民館、図書館	親と子が、ともに成長できる講座や学習支援保育を必要とするサークルへの、学びの機会を提供することで、地域とのつながりを深められるよう継続的な支援に努める。また、ブックスタート事業により、絵本を通して親と子の心の通じ合い、啓発に努める。
87	4-1-①	■生涯学習行政のネットワーク化	社会教育課	「西東京市生涯学習推進指針」に基づき、それぞれの行政課題に沿った普及啓発事業のほか、生活課題、地域課題等に対応するための学習機会等を提供する部署をネットワーク化し、生涯学習の推進を図る。
88	4-1-①	■地域の関係機関・団体との連携・協働	公民館	市民の地域課題解決の取組を支援し、社会の変化に対応した多様な学習機会を提供するために、地域の関係機関・団体との連携・協働による公民館事業の実施に努める。
89	4-1-②	■生涯学習情報を提供する体制の整備	社会教育課、公民館、図書館	生涯学習情報に対する市民のニーズに応えられるよう、幅広く生涯学習に関する情報を提供する体制の整備を進めるとともに、個人で使える学習スペースの空き状況の情報提供ができる方法について検討する。
90	4-1-②	■図書館イベント情報の提供	図書館	生涯学習情報を提供する体制の整備の中で、図書館全館で行われるイベント情報の提供を行う。西東京市ホームページや図書館ホームページなど複数の媒体の活用を検討する。
91	4-1-③	■高齢者の生きがいや交流につながる学習機会	公民館	生きがいにつながる趣味、文化などの多様な学習や交流により、地域社会の一員として地域づくりに関わる機会を提供する。
92	4-1-③	■地域との協働事業	公民館	地域で様々な活動をしている団体が、活動を通して積極的に関わりが持てる環境や関係づくりを推進する。
93	4-1-③	■学びの活動の循環の形成	公民館	活動成果を地域に還元することで、地域活動団体相互の新たな関係を生み出し、市民主体の地域づくりの支援を推進する。
94	4-2-①	■障害のある人とともに学べる事業	公民館	障害のある人とない人がともに学び、コミュニケーションを通じ相互に理解を深められる学習機会の充実を図る。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>(公民館) 働いている保護者も参加できる日程で親子が交流しながら一緒に学ぶ講座を実施した。また、全館で分担して乳幼児期から思春期まで、子どもの成長に応じた保護者向けの講座を実施した。保育付き講座から市民グループが発足する場合もあり、育児期の女性が地域でつながりを形成する機会となっている。さらに、市民グループに対する学習支援保育は、親子も地域の仲間と関わりながら育つことの支援につながっている。</p> <p>(図書館) 3～4か月児健康診査会場での絵本のプレゼントやブックリスト掲載絵本の展示などの実施はコロナ禍により中止となったが、代替の事業として絵本プレゼント券を郵送し、図書館カウンターでの受け取り又は自宅への郵送を行った。 3歳児フォロー事業として、3歳児健康診査日に実施していたスペシャルおはなし会は、コロナ禍により令和2年1月以降中止となったが、令和3年度より、市内図書館2館で「えほんだいすきおはなし会」として開始した。</p>	<p>(公民館) 子育てに関する講座について、働いている保護者も参加できる日程で実施することで、地域とのつながりを深める支援をしていく。</p> <p>(図書館) 令和4年度は、図書館カウンターでの受け取り又は自宅への郵送にて絵本のプレゼントを実施する。また、令和5年度以降、3～4か月児健康診査会場での実施に向けて健康課と調整を行う。3歳児フォロー事業について、令和4年度も市内図書館での「えほんだいすきおはなし会」を継続して実施するが、令和5年度以降は会場や開催方法について検討を行う。</p>
<p>「西東京市生涯学習推進指針」の基本理念、方向性に基づき、社会教育施設である公民館及び図書館を中心に、必要に応じて連絡調整し、生涯学習に関する情報共有を行った。</p> <p>社会教育課、図書館、公民館の学習プログラムを取りまとめ、学校の体験学習を通して児童・生徒へ提供し、人材情報登録者の学習成果を還元する機会となった。</p>	<p>生涯学習人材情報を公民館と情報共有し、生涯学習の推進に努める。既存事業において、生涯学習所管の各部署との連携を検討し、より生涯学習のネットワーク化の推進を図れるように努める。</p>
<p>インクルージョン、多文化共生、防災、不登校等の地域課題を取り上げた事業を中心に、市民団体等との連携・協働による事業の実施に努めた。</p>	<p>連携・協働した団体は、従前から公民館と関係がある団体に限られているため、地域課題に取り組む市民団体の支援につながるような事業を検討し、新たな団体との連携・協働を模索する。</p> <p>また、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携・協働の可能性についても検討する。</p>
<p>(社会教育課) 市民の生涯学習を支援するため、知識や技術等をお持ちの方の情報を、ホームページなどを活用して提供に努めた。</p> <p>(公民館) 毎月発行する公民館だよりにより主催事業のほか、市民団体の会員募集や催し物案内等の情報を掲載し、生涯学習に関する情報の提供に努めた。</p> <p>(図書館) 年4回発行の図書館だよりや図書館ホームページにて、図書館情報及び生涯学習に関する情報を提供している。また、保谷駅前図書館学習室の空き状況については、図書館受付カウンターにて表示している。</p>	<p>(社会教育課) 登録をされた方の情報を定期的に更新し、有用性の高い情報となるよう努める。個人情報に留意しながらも、情報の活用方法について検討し、学習者にとって関心を示しやすい情報となるよう、情報の整備に努める。</p> <p>(公民館) サークル活動への参加を希望する市民へ提供する公民館登録団体に関する情報を整理、充実させ、より良い情報提供の方法を検討する。</p> <p>(図書館) 学習室の空き状況については、図書館受付カウンターでの表示方法を工夫し、分かりやすいよう表示を目指す。また、利用方法に変更が生じた場合は、西東京市図書館ホームページを通じて、迅速に情報公開を行う。</p>
<p>図書館利用者以外への情報提供を行うため、チラシやポスター掲示のほか、西東京市ホームページ、図書館ホームページ、Twitter、LINE等の媒体を活用した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で登録者数が減少していることから、図書館利用者以外への情報提供及び利用の促進を図るため、イベントの対象者へ情報が届くように、様々な媒体を活用していく。</p>
<p>防災、農業、環境、地域づくり等の地域課題を取り上げた講座には高齢者の参加もあり、地域活動のきっかけとなっている。</p>	<p>高齢者の地域活動への参加を課題とした事業に取り組めていないため、高齢者を対象とした生きがいや交流、地域活動への参加につながる事業を検討する。</p>
<p>公民館まつりや人形劇フェスタ等、実行委員会方式で実施する地域交流事業は、地域で活動する団体が知り合い、つながる機会となっている。</p>	<p>公民館や地域で活動する団体同士の関係形成につながるような新たな取組を行う。</p> <p>また、コロナ禍のため、実施を見合わせている実行委員会方式の事業について、感染状況を踏まえて実施する。</p>
<p>総合計画や教育計画等を踏まえた事業を計画・継続実施していくとともに、学びの活動の循環の一つとして、団体が自らの学習・文化活動の成果を発表する催しを自分たちで協力して企画・実施し、地域住民が文化活動に触れ、互いに交流する機会を提供する公民館まつり等の地域交流事業や地域で活動する団体や個人を講師とする事業を実施した。</p> <p>また、市民団体が企画する事業を公民館が一定の審査の上、講師料を負担して団体と公民館の共催事業として実施する公民館市民企画事業を実施した。</p>	<p>地域活動団体の関係形成に対する支援を行い、地域人材や団体の力を活用した新たな事業について検討する。</p> <p>継続的に実施してきた公民館主催講座の参加者の中から、地域活動を始める動きが生まれた場合、それを支援する。</p>
<p>障害の有無に関わらず、ともに参加し、楽しむ事業「やぎさわディスコ」や障害のある人と関わりながら共生社会の実現を考える「インクルーシブな社会をめざす講座」を継続的に実施した。</p> <p>本講座からは、令和3年度に障害のある人とない人が一緒にポッチャを楽しむ自主サークル「Y A T Oポッチャ」が発足した。</p>	<p>障害者学級を、地域住民と交流し相互理解を深める開かれた場にしていく。</p> <p>公民館では、谷戸公民館を、障害のある人もない人もともに楽しむという、障害者学級とは異なる形の、障害のある人の社会教育活動の拠点館と位置付けている。この目的に向かって、今後も、障害の有無を問わずとともに学び、交流する事業を実施し、自主サークル化を支援する。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
95	4-2-①	■誰でも学べる学習機会の提供	公民館	すべての市民が、学びたい時に学べる機会や環境を整備し、提供する。
96	4-2-①	■多文化を理解する事業	公民館	文化、言語、習慣などの違いを理解し、社会の一員として互いを尊重しあいながら、ともに生きる社会の実現を目指す事業を提供する。
97	4-2-①	■多文化サービス	図書館	日本語以外の言語を母国語とする人たちの図書館利用を促すため、多言語資料の充実を図るとともに、PRを継続する。
98	4-2-①	■図書館におけるハンディキャップサービスの充実	図書館	音訳者の育成及び資質向上のため、養成講座や研修を充実する。「国立国会図書館視覚障害者専用データの収集および送信サービス」に参加し、全国の図書館で利用されるよう、資料提供を継続する。
99	4-2-②	■子育て世代への学習機会の提供	公民館	親と子がともに成長できる、学びの機会を提供し、地域とのつながりを深められるよう継続的に支援する。
100	4-2-②	■長寿化を踏まえた学習機会の提供	公民館	人生100年時代を健康に生き抜くために必要な学習の機会や支援を関係部署との連携を踏まえ提供する。
101	4-2-②	■多世代で学ぶ学習機会の提供	公民館	多世代がともに学ぶことで、地域の中で相互に知り合う機会となり、地域の安全・安心にもつながることを踏まえ、ともに学ぶ機会を提供する。
102	4-2-②	■図書館における高齢者サービス	図書館	読書が困難になった方々の読書支援を行うため、大活字資料、宅配サービス等のサービスの充実を図る。
103	4-2-②	■高齢者の生きがいや交流につながる機会の情報提供	図書館	地域性を考慮した最新資料・情報の提供に努め、シニア支援コーナーの充実を図る。
104	4-3-①	■市民活動団体への支援、相談	公民館	公民館や他施設を拠点として活動する市民団体に対し、活動支援や相談を積極的に行うことで、新たな地域コミュニティの形成につなげる。
105	4-3-①	■市民との協働によるコミュニティづくり	公民館	地域の様々なニーズを把握し、課題・問題の解決に向けた取組を進めることで、自らが主体となる地域コミュニティづくりを推進する。
106	4-3-① 4-3-②	■中央図書館・田無公民館耐震補強等改修及び休館中の代替サービス	公民館、図書館	築45年が経過した施設の安全性に必要な機能を確保するため、耐震改修等補強工事を実施する。工事期間中は、代替サービスにより対応する。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>子どもから高齢者までのライフステージに応じた講座や、障害者、外国人、困難を抱える人など社会的に制約を受けやすい人を対象とした講座を全館で分担しながら計画的に実施した。また、令和3年度はオンライン開催や一部オンラインを利用した講座を実施し、受講方法の幅を広げ、コロナ禍で受講しやすい環境を整えた。</p>	<p>現在の事業展開では講座等に参加できない市民（どのような属性をもつ市民か）を把握し、取組が不十分な年代や属性をもつ層を対象とする事業を検討する。令和4年度からは、今まで充分取り組めていなかった20代から40代までの就労世代を対象にオンラインによる講座を実施する。</p> <p>ほかにも、オンライン開催の講座を実施し、来館が困難な市民に受講の機会を提供する。</p>
<p>多文化共生をテーマとした講座を継続的に実施した。また、市民ボランティアによって運営されている市内の他の日本語教室に通うことが難しい育児期の女性を対象とした保育付き日本語講座を継続して実施した。受講者が出身国（民族）の文化等を紹介するヤギフェスでの展示は、市民の多文化共生の理解につながっている。</p>	<p>子育て中の外国人女性のための日本語講座、多文化カフェ、多文化共生講座を実施する。さらに、異なる文化背景をもつ市民に対して、複言語環境で育つ子どもの言語習得の問題等、子育て中の外国人女性固有の課題を取り上げた学習機会を提供する必要がある。</p>
<p>市内で活動している日本語ボランティア教室へアンケートを実施した。図書館へのニーズを把握した上で多文化コーナーを一部の図書館に設置し、主に多言語資料や日本語学習資料を購入し配置した。</p> <p>また、おはなし会や講座において、多文化理解を深めるため、多様な言語で実施するとともに、各国の文化を紹介した。</p>	<p>日本語を母語としない方の利用を促進するため、多言語及び日本語学習資料を継続して購入し、コーナーの充実を図る。また、多文化サービスに関する事業を継続実施することで、利用者に多文化サービスを周知しつつ、理解を深める機会を設けることで図書館の利用を促す。</p>
<p>新規音訳者育成のための養成講座（隔年で初級講座と中級講座）や活動中の音訳者向けのレベルアップ研修を実施することで、音訳者の数・質を確保し、継続して利用者へ資料を提供した。</p> <p>また、国立国会図書館へ作成したデジタイズ資料の情報を提供することにより、同情報が国立国会図書館にて更新され、全国の利用者が資料を利用可能となった。</p>	<p>利用者へ継続的にデジタイズ資料を提供し続け、音訳者の人員確保を図るため、令和4・5年度に新規音訳者（11期生）の養成講座や、音訳者の技術向上を目的とした研修を実施し、サービスの質の維持に努める。</p> <p>また、デジタイズ図書作成・提供や、対面朗読等を継続して行い、利用者への提供に努める。</p>
<p>保育付き講座や子育てに関する講座、親子で参加できる事業等、子育て世代が参加可能な事業を実施した。市民グループに対して学習支援保育を実施し、親も子ども、継続的に仲間と関わりながら活動できるよう支援した。</p>	<p>育児期の女性の学習を保障する事業について、効果的な事業展開を実施するため、公民館保育室や保育付き講座のあり方について検討する。</p>
<p>子ども対象や高齢者対象の事業等、ライフステージに応じた事業の実施に取り組んできた。</p>	<p>長寿化の中で市民が求める学習課題について検討する。また、事業企画の際に、必要に応じて関係部署との連携を検討する。</p> <p>令和4年度からは、人生100年時代への対応が求められているが、公民館の利用が少ない20代から40代までの就労世代が変化する社会を見据え、暮らし方や働き方を考える講座を実施する。</p>
<p>多世代が参加し交流する公民館まつり等の地域交流事業のほか、多世代交流を課題とした講座を実施したことで、多世代が交流する機会を設けた。</p>	<p>多世代を対象とした事業は交流を主とした催しが多く、関係形成につながるような共に学ぶという観点の事業は少ないため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、可能な方法で多世代が交流できる事業を実施する。</p>
<p>大活字資料の利用状況を踏まえ購入検討を行った。また、数館の間で大活字本の入替えを行い、蔵書構成の活性化を図った。</p> <p>宅配サービスについては、ホームページや市報で周知する等PRに力を入れた結果、利用数と宅配協力員（ボランティア）の登録数が増加した。</p>	<p>大活字本の蔵書構成について、活性化されていない館があるため、令和4年度に芝久保図書館と柳沢図書館の大活字本書架の入替えを行う。</p> <p>また、宅配サービスについても継続してPRを行い、利用の拡大に努める。</p>
<p>令和2年度は、市のシニアボランティアに向けてアンケートを実施し、日常生活における興味・関心や情報収集の方法、図書館の利用頻度、図書館への要望等について意見を集めた。令和3年度はそのアンケートを基に、既存の分類や蔵書構成の見直し、書架の整理、レイアウト変更を行い、コーナー名を「シニア支援コーナー」から「シニアコーナー」に変更した。PR用のしおりを作成し、図書館以外で高齢者支援課に配布した。</p>	<p>令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった「認知症サポーター養成講座」を、高齢者支援課と協力して実施することで、シニアコーナーの周知を図る。</p>
<p>市民団体の日頃の活動の成果を発表する機会としての地域交流事業、公民館が講師料を負担して市民団体が企画した事業を共催事業として実施する公民館市民企画事業を通して活動支援を行った。田無公民館の耐震補強等改修工事による休館時には、代替施設の設置や紹介、個別相談会の実施等の支援を行った。</p>	<p>コロナ禍において、存続が難しくなっている市民団体を支援するとともに、他施設を拠点として活動する市民団体との関係形成に取り組む。</p>
<p>防災、多文化共生、環境、不登校、ひきこもり等の地域課題・生活課題を取り上げた講座を継続的に実施し、地域課題・生活課題に取り組む市民へ学習機会を提供したことにより、同じ関心領域を持つ市民が出会い、知り合う機会となった。</p>	<p>受講者へのアンケートや利用者懇談会での意見・要望等の聴取、公民館利用者との日常的な会話等により、顕在化していない地域課題を把握するとともに、地域の中でつながりが生まれる契機となる事業、地域課題に取り組む市民が必要とする学習を提供する事業を実施する。</p>
<p>（公民館・図書館）</p> <p>利用者から要望が多かった学習コーナーの設置やトイレ洋式化の実現により、利便性向上が図られるとともに、耐震補強等により安全に利用できる施設となった。また、新しく設置した授乳室、学習コーナーでのWi-Fi環境の整備、地域・行政資料室のレイアウト変更に伴い、年代を問わず、様々な年齢層と地域の方々が利用しやすい施設になった。</p> <p>休館中は、代替施設や地域館の利用を促すことで、利用者の活動やサービスの維持を図ることができた。</p>	<p>（公民館・図書館）</p> <p>必要に応じた修理・修繕を行いながら、施設管理を行う。また、安全かつ利用しやすい環境整備に努めていく。</p> <p>他館の機能向上に向けたWi-Fi環境等について検討を行う。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
107	4-3-②	■レファレンスサービス（調べもの支援）の充実	図書館	紙・デジタル資料、オンラインデータベースなど多様な情報源を整理し、提供する。提供方法の変更や講習会の実施を通じて、資料の有効活用と市民一人ひとりの「調べる力」の向上を支援する。
108	4-3-②	■ヤングアダルト（YA）サービスの充実	図書館、教育指導課	ノンフィクション資料の充実を継続するとともに、来館の少ないヤングアダルト（YA）世代に向けて調べ学習に役立つ調べ方案内（パスファインダー）を作成し、活用できるようにする。また、YA読書会等、読書の楽しみを他者と共有できるイベントを開催し、読書の楽しみを深める。また、学校司書と連携し、中学生の調べもの学習の協力・サポートを行う。
109	4-3-②	■西東京市縁の人物の著作や関連資料・情報の収集と発信	図書館	図書館が収集している西東京市縁の人物の著作や関連資料・情報を活用しやすい形式でデータベース化することで、様々な企画に生かす。
110	4-3-②	■図書館サービスの拡充の検討	図書館	生涯学習に対する市民のニーズに応えられるよう、電子書籍で提供する方法や開館時間の拡大について検討する。
111	4-3-③	■文化財資料の調査・研究	社会教育課	市内にある文化財を把握するとともに、整理、記録、資料のデジタル化などにより、その所在と価値を明らかにする。また、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化等の様々な地域資源とともに総合的に捉えて新たな価値付けを行い、一定のテーマの下にわかりやすく伝えていく。
112	4-3-③	■文化財の保存管理の推進	社会教育課	市内に所在する文化財のうち重要なものを西東京市文化財に指定するなど、保存・活用のための措置を講じる。また、文化財の担い手の育成・支援を進めるとともに、文化財保護制度の充実を図る。
113	4-3-③	■文化財の普及啓発及び活用の推進	社会教育課、教育指導課、公民館、図書館	文化財を未来へ継承していくため、その価値や魅力をわかりやすく伝えていく。市民や市民団体の参画、地域社会との連携により、文化財に親しむ講座やイベントなどを実施するほか、学校教育や生涯学習での普及啓発・活用、文化財を活用した地域活性化の取組を進める。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>夏休みの自由研究に役立つオンラインデータベースの紹介や活用事例のパネル展示、オンラインデータベースを使った講座やショートセミナーの実施により、オンラインデータベースの周知に努めた。</p>	<p>オンラインデータベースのさらなる利用を促進するため、中央図書館でのデータベース専用席の運用を整備し、令和4年7月から運用を開始する。 また、所蔵資料やインターネット情報の活用促進を図るため、講座や講習会を実施する。</p>
<p>(教育指導課) 司書教諭や学校司書が中心となり、学校生活に関わる教科指導の中で本の活用を考え、読書の楽しさを伝える取組を行った。</p> <p>(図書館) ノンフィクション資料を継続購入したことで蔵書の充実が図られ、YA世代の図書館利用や調べ学習の一助となった。 また、読書の楽しさを他者と共有できるワークショップを実施し、義務教育修了となる市立全中学3年生に、卒業後の図書館利用をPRするため、令和4年3月の卒業式前に『卒業お祝いメッセージカード』を配布した。</p>	<p>(教育指導課) 第4期西東京市子ども読書活動推進計画に基づき、司書教諭や学校司書が中心となり、学校生活に関わる教科指導の中で本の活用を考え、読書の楽しさを伝える取組を行う。</p> <p>(図書館) 令和5年度作成予定の調べ案内(パスファインダー)を含め、YA世代の図書館利用の拡大を図る事業について、効果等を調査しつつ、内容や質を高める工夫が必要であるため、YA世代への資料の充実を図るとともに、令和5年度中までに、図書館ホームページにテーマを絞った調べ案内(パスファインダー)を作成する。調べ案内は、将来的にテーマを広げ刷新する。 また、令和4年度も『卒業お祝いメッセージカード』の配布を継続する。</p>
<p>西東京市縁の人物の著作や関連資料に関する資料収集を継続した。 図書館ホームページ「西東京市 縁(ゆかり)の方の紹介」の情報の更新を随時行い、講演会の際には関連資料の紹介など積極的な発信にも努め、参加者の興味関心を広げた。</p>	<p>図書館ホームページで公開している西東京市縁の人物の著作や関連資料以外の情報について、簡易データベースの利用のほかにも適正に管理し活用できる方法を検討する。</p>
<p>タブレット端末等の普及や図書館向け電子書籍数の増加など、実施環境が整ってきていることを踏まえ、多摩地区の導入状況や費用・課題等に関する調査を行った。 また、西東京市図書館協議会に対して、令和元年7月に「西東京市図書館の開館時間の拡大について」を諮問し、令和2年11月に答申を受けた。</p>	<p>調査結果を踏まえ、西東京市図書館計画に沿った検討を進めていく。 また、開館時間について、答申で求められている内容を実現するにあたり、利用の状況やコスト等を調査・分析しつつ、実現に向けた調整を行う。</p>
<p>郷土資料室収蔵品や下野谷遺跡出土品、市指定文化財等のデータベース化を毎年実施した。 また、平成29年に新たに市指定文化財となった天神社の総合調査や下野谷遺跡の確認調査を行い、その価値を明らかにした。</p>	<p>各資料のデジタル化を行うとともに、下野谷遺跡出土品の一部についてはデジタルアーカイブに掲載するため、作成したデジタル資料の活用を検討する。 市登録文化財制度の内容検討に伴い、市内の文化財のリスト化に向けた調査を行う。 今までに出土した下野谷遺跡の遺物について、整理・調査を行う。</p>
<p>新たな文化財保護制度として、市登録文化財制度を設立するため、都内自治体の状況調査を行い、西東京市文化財保護審議会において制度の内容検討を行った。</p>	<p>審議会内で市登録文化財制度の内容検討を行う。それに合わせた西東京市文化財保護条例の内容の見直しも課題となる。 令和6年度からスタートする西東京市文化財保存・活用計画に合わせ、市登録文化財制度の設立、西東京市文化財保護条例の改正を行う。</p>
<p>(教育指導課) 学校の教育活動では、主に社会科や総合的な学習の時間の中で、昔のくらしや地域の文化財を調べる活動などを行い、普及啓発につなげた。</p> <p>(社会教育課) 新型コロナウイルス感染症に対応し、保谷のアイや縄文の森の秋まつり等市民団体と協働でイベントを実施した。 また、学校教育との新たな連携として「まちなか先生」の制度を作り、市の専門職員である学芸員や司書、公民館を拠点として地域で活動する団体が講師役として、市立小・中学校で授業を行った。</p> <p>(公民館) 市内の文化財への理解を深める取組として、公民館だよりに文化財を取り上げた記事を掲載した。</p> <p>(図書館) 市内在住者を講師に、あるいは地域をテーマとして、講演会を開催し、地域住民が親近感を持てるような内容かつ幅広い年齢層に向けた企画を実施した。 また、市民の歴史研究会メンバーや団体等へ文化財に関する資料を提供した。</p>	<p>(教育指導課) 学校の教育活動にて昔のくらしや地域の文化財を調べる活動などを行い、子どもたちへの普及啓発及び活用の促進を図っていく。</p> <p>(社会教育課) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応したイベントの実施については、他自治体の情報を広く収集しながら、実施方法を検討していく必要がある。関係団体と協働を進めていく。 「まちなか先生」については、学校と連携を図る。ニーズに合わせた授業内容の検討・見直しも課題となる。</p> <p>(公民館) 社会教育課と連携した事業の実施を検討する。</p> <p>(図書館) 学校での普及啓発という点から、令和4年度以降は「まちなか先生」の実施に取り組む。市内在住者を講師に、あるいは地域をテーマとした講演会を開催する。</p>

項目番号	教育計画番号	取組事業	担当課	施策事業の概要
114	4-3-③	■文化財の保護環境の充実	社会教育課	「武蔵野」の面影を残す歴史的・文化的資源を大切に守るため、まちづくりとの総合調整のほか、市民主体の取組を活性化する仕組みを検討していく。また、資料の収集・保存・展示、教育普及等の活動を行っている郷土資料室の機能に加え、学習活動や人材育成の拠点となる施設の設置について検討を進める。
115	4-3-③	■下野谷遺跡の保存・活用	社会教育課、 教育指導課、 公民館、図書館	国史跡下野谷遺跡の保存・活用については、市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組む。史跡を確実に保存していくとともに、学校教育・生涯学習への活用、市民や事業者等との連携のほか、活用促進に向けた整備や地域博物館等の設置の検討を行う。
116	4-3-④	■学校施設開放	社会教育課	学校教育に支障のない範囲で、地域の活動の拠点の一つとして、学校施設の開放を進める。また、学校施設開放運営協議会と協力して、学校施設などの有効活用を図りながら、地域住民が主体となった拠点づくりを進めるため、地域での担い手への支援のほか、新たな人材の発掘も目指す。
117	4-3-④	■地域・行政資料の電子化とその公開に向けた取組	図書館	電子化資料を精査し、公開における適切な形式と方法を検討し、公開資料の充実を目指す。
118	4-3-④	■市内大学等との共同事業	図書館	武蔵野大学などの市内大学等と協力・連携をはかり、双方向性のある事業展開の方法を検討する。

令和元年度から令和3年度までの取組と成果	課題と令和4年度から令和5年度の予定
<p>下保谷四丁目特別緑地保全地区を活用した「保谷のアイ」のイベントを市民団体と協働で実施したほか、市民主体の取組の活性化のため、新たな枠組みとして「したのやムラびと制度」「したのやサポーター制度」を創設した。</p>	<p>協力体制にある市民団体や「ムラびと」、「したのやサポーター」の活躍の場が課題であり、検討を進めていく。</p>
<p>(教育指導課) 社会科副読本に下野谷遺跡を掲載するなど、学校教育の社会科の授業等で遺跡の活用を推進した。</p> <p>(社会教育課) 下野谷遺跡の保存については、令和元年度に基本計画を策定してから、令和3年度までに整備工事を行った。工事に当たっては整備指導委員会を設置し、遺跡保護を念頭においた工事を進めながら、事前説明会を始めとした周辺住民へ丁寧な周知を行った。</p> <p>下野谷遺跡の活用については、コロナ禍の状況でありながらできることを模索し、秋まつり等下野谷遺跡を活用したイベントを数多く実施した。その中には、地域のやりがいや満足感につながる事例も報告された。</p> <p>また、ガイダンス施設の設置検討にあたり、都内自治体の状況調査を始めた。</p> <p>(公民館) 社会教育課と共催で国史跡下野谷遺跡を取り上げた講座を実施し、下野谷遺跡への理解を深める機会となった。</p> <p>(図書館) 下野谷遺跡に関する資料の積極的な収集と図書館ホームページでの写真紹介を継続し、情報発信と資料提供を行った。</p>	<p>(教育指導課) 社会科副読本に下野谷遺跡を掲載するなど、学校教育の社会科の授業等で遺跡の活用を推進する。</p> <p>(社会教育課) 令和4年度は竪穴式住居の復元及び遺構表現施設（土器溜まり）の敷設を行う。</p> <p>遺跡の本質的価値を高め、下野谷遺跡を周知させるために工事内容を整備指導委員会で確認しつつ、周辺住民ご理解いただいた上で工事を進める。</p> <p>令和5年度は、下野谷遺跡を活用し、イベント実施、愛称の募集及び勉強の場としての活用等、地域住民の方々と共に成長する下野谷遺跡を目指すことが課題となる。</p> <p>ガイダンス施設の設置検討を進めるとともに、地域博物館についても設置に向けた検討を進める。</p> <p>(公民館) 社会教育課と連携して、国史跡下野谷遺跡を取り上げた講座の実施を検討する。</p> <p>(図書館) 外部プラットフォーム「西東京市図書館／西東京デジタルアーカイブ」を用いた資料公開など、社会教育課と連携を強化し、情報発信と資料提供を拡大する。</p>
<p>学校を地域の活動拠点の一つとしていくことを目的として、学校教育に支障のない範囲で学校施設開放を実施した。</p> <p>令和2年から明保中学校体育館の施設利用を開始し、施設の有効活用を図った。また、市内小学校に設置されている施設開放運営協議会に少しずつ新たな担い手が加わっている。</p>	<p>令和4年度から中原小学校及びひばりが丘中学校の施設開放を再開する。より多くの市民の方が利用できるよう、学校側と調整を行い、支障のない範囲での開放を進めていく。</p> <p>また、拠点づくりに向けて、地域での担い手への支援や新たな人材の発掘を進めていく。</p>
<p>外部プラットフォームを活用して「西東京市図書館／西東京デジタルアーカイブ」を開設し、田無と保谷の市史、古地図や古文書、創作紙芝居の電子化資料の公開を実施した。来館されない方にも案内することで資料の活用拡大につながり、令和元年度から令和3年度までの総アクセス数は234,234件となった。</p>	<p>電子化した写真の公開を進めるにあたり、撮影場所・年月・被写体などの情報が十分ではなく、調査に時間を要することから、情報が判明した写真から、随時公開できるよう人員体制を調整しつつ取り組む。</p>
<p>武蔵野大学日本文学文化学科の授業「読書への誘い」へ講師を派遣し講義を行った。毎年度学生からのアンケート結果をもとに、青年期コーナーの書架における選書や蔵書構成に反映している。</p>	<p>令和2・3年度は、コロナ禍にて大学側との調整等ができず、未実施となった司書課程を受講している学生との共同企画について、実施に向けた調整を行う。</p>

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）
施策事業取組状況一覧
（令和元年度～令和 3 年度）
令和 4 年 8 月

西東京市教育委員会教育部教育企画課
〒188-8666
東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
Tel：042-420-2822
Fax：042-420-2891